

平成 2 7 年 3 月 1 7 日

第 1 回 瑞 浪 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)

議 事 日 程 （第 1 号）

平成27年 3 月 17 日（火曜日）午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 市政一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 市政一般質問

出席議員（16名）

1 番	樋 田 翔 太	2 番	小 川 祐 輝
3 番	渡 邊 康 弘	4 番	大久保 京 子
5 番	小木曾 光佐子	6 番	成 瀬 徳 夫
7 番	榛 葉 利 広	8 番	熊 谷 隆 男
9 番	石 川 文 俊	10 番	加 藤 輔 之
11 番	大 島 正 弘	12 番	水 野 和 昭
13 番	熊 澤 清 和	14 番	舘 林 辰 郎
15 番	柴 田 増 三	16 番	成 重 隆 志

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職、氏名

市 長	水 野 光 二	副 市 長	勝 康 弘
総 務 部 長	水 野 正	まちづくり推進部長	渡 邊 俊 美
民 生 部 長	伊 藤 明 芳	民 生 部 次 長	正 村 京 司
経 済 部 長	遠 藤 三知郎	経 済 部 次 長	棚 橋 武 己
建 設 部 長	石 田 智 久	建 設 部 次 長	大 山 一 男
会 計 管 理 者	鈴 木 康 晴	消 防 長	有 我 俊 春
総 務 課 長	加 藤 誠 二	秘 書 課 長	正 村 和 英
教 育 長	平 林 道 博	教育委員会事務局長	伊 藤 正 徳
企画政策課長	小 栗 英 雄	税 務 課 長	宮 本 朗 光
市 民 課 長	小木曾 松 枝	市民協働課長	鈴 木 創 造
生活安全課長	北 山 卓 見	高齢福祉課長	南 波 昇
保険年金課長	伊 藤 和 久	健康づくり課長	成 瀬 良 美
農 林 課 長	景 山 博 之	商 工 課 長	成 瀬 篤

環 境 課 長	市 川 靖 則	クリーンセンター所長	横 田 洋 介
土 木 課 長	木 村 伸 哉	都市計画課長	草 野 順 一
浄化センター所長	山 内 雅 彦	教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	土 屋 泰次郎	スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
学校給食センター所長	土 本 典 史	選挙管理委員会書記長補佐	日比野 茂 雄
消防総務課長	小 倉 秀 亀	警 防 課 長	足 立 憲 二
予 防 課 長	大 津 英 夫	消 防 署 長	小木曾 一 喜

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可 知 勝 宏	事務局総務課長	奥 村 勝 彦
書 記	加 藤 百合子	書 記	奥 村 香 織

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

この議会が始まりまして、随分気温が変わってまいりまして、きょうは大変暖かくなりました。梅の花もほころぶような時季になりました。

きょうから一般質問が始まります。よろしくお願いいたします。

初めに、本日は花粉も多く飛んでいるということで、中には花粉症の方もみえると思いますので、マスクの着用を認めます。

○議長（熊谷隆男君）

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

初めに、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において13番 熊澤清和君と14番 館林辰郎君の 2 名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

これより、日程第 2、市政一般質問を行います。

一般質問につきましては、通告制を採用しており、発言は通告順に議長の許可を得て行います。

質問、答弁時間を合わせて60分以内とし、質問は原則として、各標題の要旨ごとに一問一答式で行い、一要旨が終了後、次の要旨に移行してください。

以上、ご協力をお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

初めに、3 番 渡邊康弘君。

〔3 番 渡邊康弘 登壇〕

○3 番（渡邊康弘君）

皆さん、おはようございます。議席番号 3 番 会派虹の渡邊康弘と申します。

議長のお許しをいただいて、通告に従いまして、標題 2 件の質問を始めさせていただきます。

では、標題 1、「瑞浪市議会議員選挙・史上最低の投票率」の要因と今後の対策についてに入らせていただきます。

今回の選挙結果を見て、議員みずから招いた結果だから、おまえが変えろとの言葉を支援者からいただきました。それは、市民に存在を必要とされる議会にしないと、投票率の低下は今後も続く

ということであり、また、当選がゴールのような議員になってはだめだとの忠告でもありました。

若いということだけで期待され、その結果が「議席を温めているだけの議員」と言われたいよう
に、みずから厳しく律して、議会活性化に努めていきたいと思います。

では、本題に移ります。

要旨アに入ります。

今回の選挙選には、20代3名、30代1名、そして女性2名と、今までの議会構成の面からすれば、
欠けていたところを埋める者が立候補いたしました。

有権者の方には選択肢が増えて、関心も高まる。そして、若い世代の投票参加も増えるのではと、
私自身も投票率が悪くても前回並み、ひょっとしたら上がるのではないかと考えておりました。た
だ、結果は惨たんたるものでした。

そこで、今回の結果について、公平中立の立場から執行部の方々はどのようにお考えか、率直な
見解をお聞かせください。

○議長（熊谷隆男君）

要旨アですね。

副市長 勝 康弘君。

○副市長（勝 康弘君）

おはようございます。それでは、渡邊議員ご質問の標題1、「瑞浪市議会議員選挙・史上最低の
投票率」の要因と今後の対策について、要旨ア、瑞浪市議会議員選挙の投票率をどのように総括さ
れたかについてお答えいたします。

大変、難しいご質問をいただきましたので、少し私の考え方というようなことで答弁をさせてい
ただきたいと思います。

市議会議員選挙は、市民の皆さんに身近な選挙の一つであります。市議会議員選挙にあたり、選
挙管理委員会におかれましては、広報みずなみやホームページによる周知、量販店、成人式や各種
会合での投票の呼びかけをするなど、積極的な啓発、PR活動を行って見えまして。

また、今回の市議選は、議員もおっしゃったように、20名の候補者のうち、女性2名、20代、30
代の男性4名が立候補されたということで、有権者の皆さんの関心も高まり、投票率が前回は上回
るのではないかと、私も大変期待したところでございます。

特に、期日前投票におきましては、制度が定着してきたこともありまして、前日までの投票率が
13.59%と、前回は3.28%も上回っていたことから、前回以上の投票率が期待できるものと思っ
ておりました。

しかしながら、結果は前回は5.04%も下回ることとなり、期待が大きかっただけに、驚きととも
に、まことに残念な思いであります。

市議会議員選挙を振り返ってみますと、低い投票率となった要因につきましては、投票日当日の
天候が不安定で、雨やみぞれが降るという状況が大きな要因であったと考えますが、そのほかにつ
いては推測の域を出ず、今後データを収集し解析すればわかってくる要因もあるのではないかと思

います。

来月には県議会議員選挙、夏には市長選挙が予定されており、市議会議員選挙とあわせて有権者の皆さんにとって身近な選挙が続いてまいります。投票率のアップは今後の大きな課題でございます。

また、国では選挙権を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が審議されております。

こうしたことから、投票率のアップといった問題を考えていく上で、投票された方の傾向をつかみ、詳細な分析をしていくことが必要ではないかと、今考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。

では、要旨イに入らせていただきます。

市内それぞれの投票所ごとの投票率を見てみますと、随分と高いところと低いところがあります。その要因と考えられる事柄に、どのようなものがあると考えておられますでしょうか。

また、投票率の低い地域に対する対策は、どのようなものがあるのでしょうか。それは、今回の選挙で有効に機能したと考えられておりますでしょうか。

また、次回以降の投票率向上の対策を検討するには、冒頭で述べたとおり、議会自身がしっかり活動しなければなりません。それとは別に町別の投票率を把握し、きめ細かい対策を講ずる必要があると考えております。

3項を一度に答えていただいて結構です。

要旨イ、投票所ごとの投票率にバラつきがある要因をどのように考えているかについて、お聞かせください。

○議長（熊谷隆男君）

選挙管理委員会書記長 水野 正君。

○選挙管理委員会書記長（水野 正君）

おはようございます。議員ご質問の要旨イ、投票所ごとの投票率にバラつきがある要因をどのように考えているかについてお答えいたします。

2月に執行いたしました市議会議員選挙の投票率が下がった要因につきましては、先ほど副市長が申したとおり、当日の天候によるものが一番大きな要因と考えております。

その中でも、前回の選挙と比較いたしまして投票率が上がった投票区は、陶第二と釜戸の2投票区、投票率の低下が1%未満で前回並みの投票率となった投票区は、陶第一と大湫の2投票区でございます。これは、投票所を統括する区域で、複数の立候補者が立候補され、激戦となったことによるものと考えます。

一方、投票率が大きく下がった投票区は、上平と小田、下沖、山田第一の4投票区でございます。それぞれの投票所ごとの要因があると思いますが、この中には立候補者のない地域もございますので、そういったことが要因となったのではないかというふうに思っております。

また、これまでの選挙で見られますように、投票区ごとの投票率にバラつきがあり、投票率が比較的周辺地域で市平均を上回り、中心部で市平均を下回る傾向がございます。これは、自治会の加入状況と同様に、地縁的なつながりの状況が反映しているものと考えております。

次に、「投票率が低い地域へ、選挙管理委員会としての啓発が有効に機能したのか」という部分と、「町別にきめ細やかな対策を講ずるべきではないか」とのご質問でございますが、選挙管理委員会の選挙計画につきましては、市内全体に対しまして公平・平等に行うものでございます。投票率の低い地域を特化して重点的に行うべきものではないというふうに考えております。啓発活動は、選挙管理委員会で選挙啓発の計画を議決いただきまして、明るい選挙推進協議会でその計画に沿った具体的な活動方針を決定していただき、活動を行っております。

具体的には、平成26年度では、広報みずなみやホームページによる周知、小中学生へ選挙ポスターを募集いたしまして、それを展示、各種会合における啓発、量販店での投票の呼びかけ、成人式での新有権者への啓発のほか、中学校への選挙資材の貸し出しなども行っております。

今後も選挙啓発につきましては、選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会の皆さんと協議いたしまして、啓発活動を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。

要旨ウに入らせていただきます。

先ほども触れましたが、今回、年代の若い候補者が立候補しました。

私の選対の方からも、若い人たちを選挙活動に呼び込もうとの提案を受けました。

そして、多くの若い人に向けても思いを伝えてきました。その思いが伝わったのかということに興味もありますし、とにかく世間では「若者の政治離れが今の日本の停滞を招いた」とも叱咤されています。

若者とは何歳までを言うのかの論議はさておきまして、年代別の投票動向をしっかりと把握し、公表することには意義があると思います。こちらの可能性を含めまして、年代別の投票率を把握しているかについて見解をお聞かせください。

○議長（熊谷隆男君）

選挙管理委員会書記長 水野 正君。

○選挙管理委員会書記長（水野 正君）

それでは、要旨ウ、年代別の投票率は把握しているかについてお答えいたします。

現在、期日前投票は、本庁舎及び各コミュニティーセンターで行っておりまして、有権者の方の確認をシステム上で行うことができます。しかし、選挙日当日の有権者の方の確認につきましては、システムから出力した台帳で行っております。このため、現在、投票区ごとに男女別の投票率の把握はするように努めておりますが、ご質問の年代別の投票率の把握はしておりません。

なお、衆議院及び参議院選挙につきましては、各自治体とも標準的な一つの投票区につきまして、年代別の投票率を調査して報告する業務が含まれております。投票された方の男女別、年齢別の集計を行っております。その投票所につきましては、稲津第一投票区でございます。この作業につきましては、投票された方全員の情報を改めて入力して、集計しているという状況でございます。

市内すべての投票区で情報を把握することは、今後の啓発活動に生かしていく上で重要なことではございますが、相当の時間を要することから、現在は行っておりません。

しかし、先ほど副市長がお答えしましたように、今国会で選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が審議されております。今後の選挙啓発活動を選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会で審議、検討願うには、現状の年代別の投票率の把握が必要であると考えております。

このため、身近な選挙で投票率の高い市議会議員選挙の投票率の結果につきまして、平成27年度に計画されております選挙終了後に分析し、選挙管理委員会に報告することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございました。

要旨エに入らせていただきます。ポスター掲示板についてお尋ねいたします。

掲示板の設置数、設置場所は毎年検討されているのでしょうか。また、どのような方法で行われているのでしょうか。

車社会となって、余り必要ないと思われるような危険な場所に掲示板が設置されているのでは、との思いがあります。

一度だけの選挙経験で意見をするのは大変恐縮ですが、選挙活動の多くが街宣車による名前の連呼行為でしかありません。有権者の方にとっては、この候補者は何をやりたくて立候補したのだろうか、そういったところがわかりにくいのではと反省しております。

そこで、ポスター掲示板を削減して、選挙公報等を発行すべきと考えております。

要旨エ、ポスター掲示板の検討と選挙公報の発行を検討すべきではないかについて、見解をお聞かせください。

○議長（熊谷隆男君）

選挙管理委員会書記長 水野 正君。

○選挙管理委員会書記長（水野 正君）

それでは、要旨エ、ポスター掲示板の検討と選挙公報の発行を検討すべきではないか、ご質問をいただきましたのでお答えいたします。

ポスター掲示場の設置数、場所につきましては、公職選挙法の規定に基づきまして、施行する選挙ごとに、選挙管理委員会でポスター掲示場の設置場所等につきまして、ご審議をいただき決定し、その旨を告示し、設置をしております。

掲示場の設置場所につきましては、区画整理事業で路線が変更となったり、また、地元の方から移動要望などがありました場合、選挙管理委員会事務局の職員が現況を確認いたしまして、移設が必要な場合につきましては、新たな設置場所を調査し、地権者のご承諾をいただいた上で選挙管理委員会に諮り、移設をいただいた上で掲示場を移設しておりますので、今後もしもご要望等がございましたら、同様に対応させていただきたいというふうに思っております。

次に、選挙公報の発行につきましては、市議会議員選挙につきましては、選挙運動期間が7日間と短い中、東濃では土岐市が発行し、今回の統一地方選挙から多治見市が導入を検討していると聞いております。市におきましては、2月に執行されました市議会議員の選挙結果の分析にあわせまして、選挙公報を発行する土岐市、及び現在検討してみえます多治見市の状況を確認いたしまして、選挙管理委員会で協議をしていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。

今後の進展に期待しまして、標題1を終了させていただきます。

それでは、標題2に移ります。

標題2、「森林」の将来像について。

私は、今回の選挙で「みずなみの誇るべきは豊かな自然環境であり、山林・田畑を大切にすること、まちづくりに努める」と訴えてきました。

今回は、このうち「山林対策」についてお尋ねします。

要旨アに入らせていただきます。

平成26年度版「瑞浪市の農業」によりますと、市域面積の約70%が森林で占められております。

ところで、平成26年度一般会計予算では、森林対策に割り当てられたのは、林業総務費968万円、林業復興費3,630万円、そして、公有林整備事業費504万円の合計5,130万円だけです。

平成26年度一般会計の当初予算額は155億4,000万円ですから、森林関係費は全体の0.3%にしか過ぎません。平成27年度の予算においても、大きな変化はあらわれておりません。

一体、これで市域の70%、122平方キロメートルの森林が適切に管理できているのでしょうか。

もちろん、122平方キロメートルのうち、約85%は私有地ですが、それまで市が管理するとなると別の問題が出てくることも予想されております。

ただ、今日の森林の状況になっているのは、問題が発生したとき、例えば災害が発生したとき以外には、積極的に森林対策を講じてこられなかったからではないか、また、経済性だけで論じるのではなく、後ほどお尋ねしますが、例えば環境面からの観点での対策が必要ではないかということです。

そこでお尋ねいたします。この膨大な面積を占める「森林」について、近い将来、そして、遠い将来の姿をどのように描いておられるかをお尋ねしたいと思います。

要旨ア、「森林」の将来像をどのように描いているかについてお答えをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

おはようございます。それでは、標題2、「森林」の将来像について、要旨ア、「森林」の将来像をどのように描いているかについてお答えします。

本市の森林資源は、国有林を除きますと、平成24年度末時点の森林面積は1万1,934ヘクタールで、森林率は70%でございます。そのうち人工林は4,873ヘクタールで、人工林率は41%であります。また、その人工林のうち成長途上にある35年以下の若齢林は1,468ヘクタールで、約30%を占めております。

本市では、岐阜県の木曽川地域森林整備計画にあわせ、平成25年度に瑞浪市森林整備計画の見直しを行いました。この計画は、森林の機能として「水源涵養機能」、「山地防災機能」、「快適環境機能」、「保健レクリエーション／生物多様性保全機能」、「文化機能」、そして、「木材生産機能」を分類するもので、現在も作業中ではありますが、各機能に応じた整備方法と目指すべき森林資源の姿を基本方針として、森林対策を講じていくものでございます。

そのための森林対策予算につきましては、現制度の中では、保安林整備事業及び治山事業は県が直接工事を実施することになっており、平成26年度保安林整備事業は303万7,000円、同じく治山事業は1億807万9,000円でございます。また、間伐等森林整備事業、林道整備事業につきましても、森林組合等の森林事業者が国の補助金7,800万円を交付され、実施しております。

市は、瑞浪市森林整備計画に基づき、県や森林事業者と連携し、将来にわたって森林の持つ多面的機能の維持ができるよう努めてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。

それでは、要旨イに入ります。「森林に期待することは何か」の観点からお尋ねします。

内閣府が平成23年12月に行った「森林と生活に関する世論調査」によれば、森林に期待すること、先ほど述べられたところもあるんですけど、第1は災害防止、第2は温暖化防止、そして、第3は水資源を蓄える働きになっております。

確かに山林に期待される災害防止として、山崩れ、洪水、台風などの暴風・豪雨などの自然現象によって起こる災害を防いでくれることが期待されております。

また、「森林整備のあり方については、国土保全・災害防止などの公益的機能が高度に発揮されるよう、例え経済効率が低くても整備すべき」との回答が約70%を占めたとも発表されております。

そこでお尋ねします。要旨イ、森林に期待することは何かであります。このように山林についての調査を本市独自でされたことはあるでしょうか。また、ないとされるなら、この内閣府の調査検討について、担当部署としてのお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

それでは、要旨イ、森林に期待することは何かについてお答えします。

要旨アでもお答えしましたが、市としましては森林に「水源涵養機能」、「山地防災機能」、「快適環境機能」、「保健レクリエーション／生物多様性保全機能」、「文化機能」及び「木材生産機能」の各機能を期待しております。

そのうちの「木材生産機能」以外につきましては、経済効果が明確にあらわれるものではありませんが、市としましては、市民の安全や快適な生活を確保していくために重要であるものと考え、今後も機能を発揮するよう森林の整備に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

また、森林に関するアンケートにつきましては、これまで市独自には実施しておりませんが、今年度も瑞浪市森林整備計画変更計画の作成におきまして、森林・林業会議を開催しました。山林所有者の各団体代表者7名、森林事業者等の代表者よりご意見を伺い、議員が述べられました内閣府調査「森林と生活に関する世論調査」結果の災害防止、地球温暖化防止、水資源を蓄える働きなどと一致しております。

今後の瑞浪市森林整備計画に基づく森林行政に反映しますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。

要旨ウに入ります。山林の保全・災害防止について岐阜県との連携は十分かとお尋ねです。

平成24年度から岐阜県は清流の国を守るとして、新たに県民税、森林環境税を徴収しております。

この税は、名前のとおり「森林を守る」ためのものと理解しておりますが、一体、本市の市民及び事業所負担額は年間どれほどなのでしょう。そして、私たち市民にとって、どのような恩恵がもたらされているのでしょうか。

要旨ウ、山林の保全・災害防止について岐阜県との連携は十分かについてお尋ねします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

要旨ウ、山林の保全・災害防止について岐阜県との連携は十分かについてお答えします。

保安林の機能回復のための保安林整備事業及び山地防災のための治山事業につきましては、市からの要望により、県が事業を実施しております。

保安林整備事業につきましては、明世町戸狩及び土岐町で整備を実施しており、平成26年度の事業費は303万円となっております。また、治山事業につきましては、稲津町萩原及び日吉町白倉において実施しており、平成26年度事業費は1億807万9,000円となっております。

山林の保全、災害防止のために、県と連携しこれらの事業を推進することが不可欠であると考えますので、今後も県と十分な連携を図り、整備を進めてまいりたいと思います。

森林・環境税につきましては、森林を初めとする自然環境の保全と再生に向けた取り組みを推進するために、平成24年度から岐阜県が導入されたものでございます。本市においては、平成25年度の徴収額は1,525万円ほどとなっております。

環境税の活用状況としまして、平成25年度は明世町ビカリアの森において、散策路整備事業として75万4,000円、その他、里山臨時整備事業として260万円、環境保全整備事業として51万9,000円、地域活動支援事業として161万4,000円、森と木と水の環境教育推進事業で陶小学校、日吉小学校を対象に7回、「緑と水の子ども会議」を実施しました。事業総額は574万円ほどでございます。

平成26年度は、里山林整備事業として遊歩道の木製階段の整備を行い、事業費は312万4,000円、環境保全林整備として16.34ヘクタールの間伐等を実施し、事業費は275万6,000円、緑と水の子ども会議は陶小学校で3回実施いたしました。平成26年度の事業総額は602万円です。

事業の効果として、山地災害防止林の整備、水源涵養林を兼ねた市民の憩いの森の散策路が整備されました。また、日吉町の弁天池の整備や黒の田湿地の保全、子どもたちが自然の大切さを学ぶための体験授業など、多くの市民の皆様に活用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。

要旨エに入ります。地域エコノミストの藻谷浩介氏とNHK広島取材班による「里山資本主義」という単行本、ベストセラーになった本ですから読まれた方も多いと思います。

この本の中には、とても刺激的な言葉があります。例えば、「21世紀のエネルギー革命は里山から始まる」、「原価ゼロ円からの経済再生、地域復活」、「林業が最先端の産業に生まれ変わっている」など、一つ一つが実例で紹介されており、瑞浪の山林も考えれば資源になるのではとの期待を抱かせてくれる内容が載っております。

この本で紹介されている岡山市真庭市は、中国山地にある林業と木材業の町です。市内の8割が

森林。森を生かしたまちづくりは「真庭バイオマス発電」などを生み、今では一般住宅2万2,000軒分に相当する1万キロワットの能力を持つに至っております。

また、雇用面では、関係事業を含めると200人分を創出しているそうです。

また、今年2月15日付の新聞には、岡山県西栗倉村が紹介されていました。兵庫県と鳥取県に接する県境の村で、人口1,500人余り、面積の95%が森林です。

記事によれば、この村が7年前、林業に挑戦しようと決意し、村はみずから管理できない所有者から山林を預かり、森林組合が伐採など山林を管理する仕組みをつくりました。

次に、第3セクターの「西栗倉・森の学校」を設立。自前の工場で柱や床材に加工して付加価値を高め、住宅メーカーとして取引を始めました。そして、昨年、黒字を果たしました。

スタート以来、移住者は50名を超え、家具工房などローカルベンチャーが10社ほど誕生。まだ問題は山積しているし、村の経済も目に見えてよくなってはいないが、しばらく集落で聞かなかった赤ん坊の泣き声も聞いて、変化を感じている村民が増えてきたとのこと。

全国各地で、あらゆるジャンルで様々な成功例や失敗例がほぼ毎日、テレビや新聞で紹介されております。

成功例の陰には、大きな時間や苦勞される人たちが必要とされるということも聞いております。ですが、今の瑞浪の山林の現状を打開するには、先進事例から学び、検討し、少しでも可能性があるならば試行するべきと考えます。

そこで、要旨エ、先進地事例を本市で検討・試行してはどうかについて、お考えをお聞きます。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

要旨エ、先進地事例を本市で検討・試行してはどうかについて、お答えします。

議員が事例として挙げられました岡山県真庭市は、林野率79%で、原木工場3カ所、製材所30社、製品市場1カ所と、生産から加工、流通まで一貫した体制が整い、木材の集散地として西日本有数の規模で、人工林は瑞浪市の7倍以上の規模でございます。

また、岡山県西栗倉村につきましては、2月1日時点の人口1,445人のうち、約400世帯が山林の所有者でございます。林野率は95%で、産業はまさしく林業です。

また、国の環境モデル都市「バイオマス産業都市」に選定されており、村の自然環境や立地条件に合う施策を展開して成功されたものと認識しております。

その他、岐阜県内にも木質バイオマス発電を行っている施設や、小規模に木質ペレットを製造している作業所もありますが、先日の報道によりますと、三重県では森林整備加速化・林業再生総合事業を活用して、伐採された原木が、本来ならば住宅建材として利用されるべきところを、木材価格の低迷により直接木質チップに加工され、バイオマス燃料に利用されるというケースが増加していると、問題提起されている例もございます。

本市では、森林組合などが伐採した木材は、すべて岐阜県森林組合連合会に販売されるため、ご

紹介いただいた先進地のような活用方法はできませんが、本市の1事例としまして、県内の製材所から排出される製材くずは、市内の畜産農家にも販売され、家畜の敷料として利用された後、家畜糞堆肥として市内の野菜生産農家に利用され、生産物は農産物等直売所きなあた瑞浪や、市内の学校給食に食材として利用しているということもご紹介させていただきます。

今後も、本市の現状を踏まえまして、先進地事例などを検討し、森林整備計画に基づいた森林対策を講じてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。

では、要旨オに入らせていただきます。山林に関して子どもたちへの教育はどのような観点で、教育委員会事務局次長にお尋ねします。

2月14日の岐阜新聞に、第39回全国育樹祭記念対談が載っております。古田知事と県立森林アカデミーの涌井校長との対談です。

この中で、「県民が森や木にかかわることが重要」とされ、「森林を次の世代につなぐためには人づくり、とりわけ子どもたちへの教育が重要と考えている」と語っておられます。

私も子どもたちに山林の自然に触れさせる機会を数多く持たせることが、山林復活の第一歩と考えております。

また、京都大学の河合雅雄氏も、「森に還ろう自然が子どもを強くする」との著書の中で、子どもを森で育てる大切さを訴えております。

自然豊かな山のまち、瑞浪の子どもたちは山林についてどのような教育を受けているのでしょうか。お尋ねいたします。

要旨オ、山林に関して子どもたちへの教育はどのようなかについて、お答えをお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 小栗 茂君。

○教育委員会事務局次長（小栗 茂君）

それでは、議員ご質問の要旨オ、山林に関して子どもたちへの教育はどのようなかについてお答えいたします。

初めに、社会科の授業で扱っている主なものをご説明いたします。

小学校3年生では、「市の様子」について学び、本市においては、およそ7割が森林に覆われていることを学習いたします。小学校4年生では、「公共の施設」の学習の中で、上水道の水源地としての森の保水力等の大切さについて学んでいきます。小学校5年生では、「私たちの生活と森林」という学習におきまして、国土保全のための森林資源の働き、及び自然災害の防止について学習してまいります。

中学校におきましては、「日本の地形、日本の農林水産業」の学習の中で、森林について扱って

おります。また、観光業の中に森林と組み合わせて取り組む地域を扱った題材などがございます。

次に、教科の授業以外で、学校における特色のある取り組みについて2つ紹介いたします。

1つ目は、日吉小学校の取り組みでございます。5年生の総合的な学習の時間に、里山体験を行っております。例えば、まちづくり推進協議会の方々を講師に招きまして、キノコの菌を打ったり、間伐の体験をしたりして、林業の実際や、地域で林業に携わる方々の努力や願いを知って、林業文化の理解を深めているところでございます。

2つ目は、陶小学校での県の事業「森と水の子ども会議」を活用した体験活動でございます。5年生が宿泊体験学習で根ノ上高原を訪れた際に、インストラクターとともに散策しながら、樹木や植物、昆虫などの自然についての説明を聞いたり、自然を観察したりしながら、自然と共存することの大切さを学んでおります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。

今後の瑞浪市がより豊かになることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、渡邊康弘君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、1番 樋田翔太君。

〔1番 樋田翔太 登壇〕

○1番（樋田翔太君）

皆さん、おはようございます。議席番号1番、清流会 樋田翔太です。

議長のお許しを得まして、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

何分、初めてのことで緊張しておりますが、お手やわらかにお願いいたします。

先日、母校である瑞浪中学校の卒業証書授与式にお招きいただきました。私は昭和63年の生まれですから、中学校を卒業したのが平成16年、ちょうど今から10年前になります。

中学校を卒業すると同時に携帯電話を買っていただきました。

この場にいらっしゃるほとんどの方々が私の先輩でありますから、当時、中学生で携帯電話を持っている人はそこまで多くなかったように感じます。

そのころの世間一般の携帯電話普及率が72%で、現在ではほぼ100%ですから、この10年で携帯電話を取り巻く状況が目まぐるしく変化したと感じております。

また、新聞の折り込みチラシやテレビ等で、通信事業社の各社の方々がかなりの時間と費用を宣

伝に費やしているように思われます。

昨年の6月議会におきまして石川文俊議員から、小中学生の携帯電話・スマートフォン等についての一般質問がございました。

前回の議会で、携帯電話・スマートフォン等の所持率は、小学生で63%、中学生で74%とのことでした。

この携帯電話・スマートフォン等の中には、インターネットにつながるゲーム機やタブレットなども含まれているということですが、仮に中学生40人の学級があったとしますと、その中で74%というのは、約30人の生徒が携帯電話及びスマートフォン等を持っているということになります。

どうでしょうか。かなりの割合だとは思いませんか。

「友達が持っているから」、「持っていないと話題についていけない」、「仲間外れにされてしまう」、そういうお子さんからの声で、スマートフォンや携帯電話などを買い与えてしまう親御さんもいらっしゃるかと思います。

実際に、塾やクラブなどの習い事で帰りの時間が遅くなり、携帯電話で連絡をとる必要がある。そういったケースももちろん考えられます。

もともと学習塾の講師をしていたため、塾の生徒さんにおきましても、携帯電話やスマートフォン等を所持している生徒さんは近年増加傾向にあるように思われます。

さて、このように急速に普及した携帯電話やスマートフォン等ですが、小中学生が所持することのメリットとしまして、私が考えましたのは、緊急時に連絡がとれること、そして、GPSによる位置確認、または最近は防犯ブザーの役割を兼ねることもできます。更には気になること、欲しい情報はすぐに検索して得ることができます。

しかし、デメリットももちろん存在します。深夜まで連絡をとったり、ゲームをしたり、本来、小中学生に必要な学習や睡眠の時間が削られているように思われます。更にはネット依存、LINEいじめなどの社会問題にまで発展しております。

そこで、小栗茂教育委員会事務局次長に質問いたします。標題1、小中学生の携帯電話・スマートフォン等の利用について質問いたします。

要旨ア、小中学生が携帯電話及びスマートフォン等を所持することのメリット、デメリットをどのように考えるか。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 小栗 茂君。

○教育委員会事務局次長（小栗 茂君）

それでは、議員ご質問の標題1、小中学生の携帯電話・スマートフォン等の利用について、要旨ア、小中学生が携帯電話及びスマートフォン等を所持することのメリット、デメリットをどのように考えるかについてお答えいたします。

主なメリットは、利便性にすぐれているということです。3点お話しいたします。

1つ目は、その場で、瞬時に欲しい情報を検索できることとでございます。検索ツールとして非常

にすぐれております。

2つ目は、通信手段としての活用にすぐれている点です。電子メールなどで家族や友達と、いつでも連絡を取り合うことができます。

3つ目は、緊急時の対応に役立つ点でございます。議員がお話しされましたように、位置情報を得たり、緊急時に連絡を取り合えたりするといった利便性がございます。

次に、デメリットとしまして、主なものを3点挙げさせていただきます。

1点目は、ネットに関係したいじめや犯罪に巻き込まれる可能性があることです。書き込みやメールでの誹謗中傷、いじめの問題があります。また、安易に顔写真や名前などを記載してしまうことで、被害者になるだけでなく、加害者にもなってしまう事件が全国で起こっております。

2つ目は、「ネット依存」の問題です。片時も手放せなくなるなど、日常生活や健康面に支障を来している事案がございます。

3つ目は、「学力の低下」の問題でございます。平成26年度全国学力・学習状況調査の結果から、国立教育政策研究所がまとめた報告を例にお話しします。メールやインターネットなどに費やす時間の長さや学力の関係を調査した結果、毎日の生活において、インターネットやメールなどをする時間が1時間に満たない児童・生徒から、4時間以上する児童・生徒までの時間区分による比較によりますと、機器に向かう時間が長い生徒ほど点数が下がる傾向にあることが明らかになっております。

以上のことから、子どもたちには、利便性と危険性が表裏一体となっていることを丁寧に教え、機器の使用においてどのような問題があるかを、子どもたちだけでなく保護者の皆さんにも十分に学習していただく必要があると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

ありがとうございます。

このように、携帯電話・スマートフォン等を所持することは、多くのメリット、そして、デメリットを有しております。

小栗次長からは、利便性と危険性がともに存在しており、それを親御さんにも知ってもらう必要があるとご答弁いただきました。

さて、少し観点を変えまして、脳の仕組みということから見てはいかがでしょうか。生き物は脳からの電気信号によって体を動かし、そして、思考しております。携帯電話やスマートフォン等、そういった電子機器を長時間身につけたり、使用していて、異常はないのでしょうか。

皆さんは覚えていらっしゃるでしょうか。2005年、ちょうど10年前に脳を鍛えるゲームソフトというものがブームとなりました。

そのゲームソフトを監修した東北大学の川島隆太教授らのグループが、2014年6月14日号の週刊

文春の中でこう述べております。少し読ませていただきます。「ゲームで遊んだ後の30分から1時間は前頭前野がマヒした状態になり、機能がなかなか回復しません。この状態で本を読んでも、理解力が低下するというデータもあります。（中略）スマートフォンを長時間利用することは、ゲームで遊んだりテレビを長時間視聴した後の脳と同じような状態になっていて、学習効果が失われるのではないか」と書かれております。

実際に、この川島隆太教授らのグループは、携帯電話・スマートフォン等、ここでは「スマホ」と書いてありますが、それを長時間利用していた生徒さんの学力のデータが出ております。スマートフォンを長時間いじっていて、勉強の時間がなく学力は低下したと最初に仮説づけてありましたが、なんと1日にスマートフォン等を利用する時間が1時間を超える生徒たちは、数学、国語、理科、社会、そして英語の5教科で平均点が8点も低くなるという結果が出たとあります。

補足しておきますと、前頭前野という部分は人間の記憶、学習、行動の抑制、将来の予測、コミュニケーション能力の円滑等をつかさどっている部分とあります。

携帯電話やスマートフォン等を持たせることで学力が低下し、そして、塾が必要になってはいませんか。学力は塾で補えても、行動の抑制、コミュニケーション能力はどう補えばよいのでしょうか。

ぜひとも親御さんには、携帯電話を持たせることのメリット、デメリット、先ほど言われましたが、利便性や危険性を承知の上で買い与えてほしいと思います。

さて、便利な世の中になりました。携帯電話やスマートフォン等を初めとした通信機器の発達や、ネット社会の広がり、欲しいものはすぐにコンビニなどで手に入り、インターネットで購入すれば、品物が家まで届く。そんな便利な時代になってきております。

このような物質的な豊かさに比べ、心の豊かさはどうでしょうか。学歴社会、格差社会、また、受験のための勉強、人間関係にトラブルを抱える人も少なくありません。

文部科学省もやっと道徳教育の重要性に気づき、小学校では平成30年、中学校では平成31年に、道徳の教科化に向けて動き出しております。

そんな便利な世の中ですが、常識やマナーが育つ前の子どもたちに、こうした便利なツールを与えてあげることはよいことでしょうか。深夜まで容易に連絡がとれるということで、相手の都合やマナーを考える子どもが育つでしょうか。

ちょっとした言葉で傷つき、ましてやそれが形に残る。グループ等で大勢に見られる状況にある。こうしたツールは、先ほどおっしゃいましたが、被害者を生むだけでなく、容易に加害者になりえる状況をつくり出しています。

先月から大々的に報道されております川崎市での中学生殺害事件。LINEが逮捕の決め手になりましたが、事件の発端はどこにありましたでしょうか。被害者も加害者も未成年ではありませんか。なぜ周りの大人は気づいてあげることができないのでしょうか。

インターネットを利用したこういうやりとりは、事件が起きてから表になりますが、それまでは誰も気づいてあげられない。当事者以外にはわからないという側面がございます。

そんな中、昨年も新聞やテレビ等で携帯電話やスマートフォン等の規制について、多くの事例が取り上げられております。

瑞浪市においても、早急に対応が必要ではないでしょうか。

そこで、要旨イ、今後、各学校や家庭において携帯電話・スマートフォン等の利用について規制する必要があるのではないかについてお答えください。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 小栗 茂君。

○教育委員会事務局次長（小栗 茂君）

それでは、要旨イ、今後、各学校や家庭において携帯電話・スマートフォン等の利用について規制する必要があるのではないかについてお答えいたします。

携帯電話・スマートフォン等のネットにつながる機器の利用の仕方について、規制する必要があると考えております。

要旨アで触れましたように、こうした機器の利便性と危険性の学習だけでは、ネット利用に起因する被害や様々な犯罪から子どもたちを守ることが困難になってきているからでありますし、長時間の使用によりまして、子どもたちの学力や健康面などにも影響を及ぼしている実態があるからでございます。

ゲーム機の使用を含めて、携帯電話・スマートフォン等のネットにつながる機器を、子どもたちが使用する上での規制となるルールづくりにつきましては、市青少年育成市民会議において学習会を開催しましたり、高校生と語る会で意見を聞いたりするなどの取り組みをしてまいりました。そして、一律的なルールを提示するだけでは効果は見込めないこと、また、子ども自身にも考えさせて家庭・親子で話し合っ決めていくことが大切との結論から、市PTA連合会に協力いただいて、本年4月以降、個々の家庭でルールをつくるという方策を進めているところでございます。

個々の家庭に提示する瑞浪市ルールの特徴としましては、フィルタリングなどの一般的な事項に加えまして、使用できる時間や場所を各家庭で決める点、そして、「我が家のプラス1ルール」を設ける点にあります。各家庭において提案されたルールが、实际的に有効なルールとなって守られていくことを見守っていきたいと考えております。

個々の家庭での機器使用に係る規制とその効果の検証につきましては、各小中学校や地域の青少年育成を進める団体などの指導、支援が必要と考えます。

今後とも学校、家庭、地域が一体となって、課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

1番 樋田翔太君。

○1番（樋田翔太君）

ありがとうございます。

ご答弁いただいたルールづくり、また、利用の規制ではなく利用の仕方、これを学校、各家庭で

の話し合い、更に各家庭でのプラス1、我が家のプラス1、こういった家庭での話し合い、本当に大切なことだと思います。

携帯電話やスマートフォン等を持つことが、小中学生でさえ当たり前の世の中になりつつあります。

瑞浪市でも、平成25年度に1件のスマートフォンによる被害があったと伺っております。幸いなことに、大事には至らなかったと聞いております。

しかし、ハインリッヒの法則というものをご存知でしょうか。1件の重大事故の影には29の軽微な事故があり、そして、その背景には300もの異常があるという、こういったものですが、顕在化してきている今の問題の背景には無数の軽微な問題があると、そう考えます。

ネット社会の多様化により、そのすべてを学校や教育委員会、そしてPTAの皆様が把握するということは不可能ではないかと思えます。ご答弁いただいたように、家庭でのルールづくりが必要になってくるでしょう。「どのようにつくったらいいかわからない」、そういった親御さんのために、市として指針を出していく。そういった取り組みはとても素晴らしいことだと思います。

そこで、私が市民の皆様提案したいものは、携帯電話・スマートフォン等は必要がなければ持たせない。必要な場合は、持たせる前に、まず家庭でのルールづくりを先に行う。この2点を、ぜひとも各家庭でご検討いただきたいものです。

最後になりましたが、家庭でのルールづくり、学校や教育委員会、PTAの皆様のお力を借りながら、どのように市民の皆様、特に子育て世代の方々に知ってもらうか、いかにPRしていくか。私もともに考えていきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、樋田翔太君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで暫時休憩をします。

休憩時間は10時30分までといたします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

成瀬徳夫君の一般質問に際し、資料の持ち込みの申し出がありましたので、これを許可いたします。

す。

〔6 番 成瀬徳夫 登壇〕

○6 番（成瀬徳夫君）

皆さん、おはようございます。議席番号 6 番、新政みずなみの成瀬徳夫でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様より 2 回目の洗礼を受けて、2 期目の議員となったわけでございますけども、自分に課せられた責任が更に大きくなったかなと痛感しております。

初心に返り、議員としての自覚を持って一生懸命に学び、さらなる経験を積み、頑張る決意でございます。どうぞご指導のほど、よろしくお願いいたします。

人口減少問題が全国的な最重要課題となった昨今ですが、県や各地の市町村においても様々な施策が打ち出され、取り組みが始まろうとしております。

また、今年度は政府も「ひと・まち・しごと創生総合戦略」を決定し、地方創生元年として、これらを実行する段階としております。

地方が主力となった地方版総合戦略が必要不可欠であります。瑞浪市においては、第 6 次瑞浪市総合計画が昨年度からスタートして、この「ひと・まち・しごと創生総合戦略」にマッチした施策の取り組みが必要かと思っております。

前置きはほどほどにして、本題の質問に入らせていただきます。

最初に、標題 1、人口減少防止対策についてを質問させていただきます。

人口減少問題は、出生率が下がってきた十数年前からわかりきっていたことではあるが、今まで、これといった手立てをしてこなかった今では、全国的に最重要課題となってしまいました。それに加えて、消滅の可能性のある都市となれば、更に深刻な問題でございます。瑞浪市も消滅の可能性のある市として挙げられており、市民一丸となって人口減少防止対策に取り組まなければならないときとなってまいりました。

第 6 次瑞浪市総合計画では、平成 35 年度の瑞浪市の人口を 3 万 5,900 人と推定して第 6 次瑞浪市総合計画を立て、平成 26 年度にスタートしたのですが、瑞浪市の人口は平成 24 年 12 月末には 4 万人を切りました。その後、平成 26 年 12 月末までの 2 年間で、650 人の減少となったわけです。

この先、3 年、5 年、10 年先はどのようになるか、非常に心配をしております。

このような現状をどのように見据えているのか、また、このままの状況で人口減少防止の対策をとらないと、本市はどのようになってしまうのか。総務部長にお伺いいたします。

要旨ア、年間の人口の減少をどのように見通しているか。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、成瀬議員ご質問の標題 1、人口減少防止対策について、要旨ア、年間の人口の減少をどのように見通しているかについて、お答えをいたします。

本市の人口は、平成14年12月の4万2,528人をピークに減少に転じまして、直近の平成27年3月1日現在の人口は3万9,191人と、ピーク時から3,337人減少をしております。この間、12年と3カ月になるわけですが、12年で割りますと、年278人減少しているということになります。

議員ご質問の人口減少の市の見通しにつきましては、この現状を受けまして策定いたしまして、平成26年度にスタートいたしました第6次瑞浪市総合計画において、今後、新たな政策を行わず、このままの傾向が続くと仮定した場合の人口を、平成30年に3万7,700人、第6次瑞浪市総合計画の最終年度であります平成35年に3万5,900人と見込んでおります。第6次瑞浪市総合計画の計画期間の10年で除しますと、年平均410人減少することとなります。

このため、第6次瑞浪市総合計画に位置づけられたまちづくりの重点戦略に沿って、人口減少に歯どめをかける施策を積極的に展開していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

具体的にどういうふうになってしまうのかというのを私はお聞きしたかったんですけど、また今度お聞きしたいと思っています。

次に移ります。

先ほども話しましたが、本市は昨年4月から第6次瑞浪市総合計画をスタートさせました。この第6次瑞浪市総合計画は、「市民と協働のまちづくり」を基本に、瑞浪市民一人一人が取り組まなければなりません。

このことを市民が認識しているかが問題であり、なぜ人口減少防止対策に取り組まなければならないのかを解く必要があるのではないのでしょうか。

瑞浪市は、人口減少防止対策として、最近では移住や定住を促そうと、教育や医療の充実をPRするパンフレットを作成して人口増加策に取り組む姿勢が新聞紙上で紹介されております。

移住や定住の促進を促そうとしても、並大抵のことではできません。

せっかくつくったパンフレットを配っても、配りっぱなしでは効果は出ません。「足で稼ぐこと」、この気持ちと「行動」が必要でございます。

また、本市は以前から子育て支援、住宅の購入、改修に対して様々な支援策を講じて、人口減少防止策が進められておりますが、現状での効果はどのようなかを、まちづくり推進部長にお伺いいたします。

要旨イ、人口減少防止対策の現状はどのようなか、よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

失礼します。それでは、要旨イ、人口減少防止対策の現状はどのようなかについてお答えいたしま

す。

第6次瑞浪市総合計画に掲げました目標達成のための人口減少防止対策として、昨年10月より空き家・空き地バンク事業、空き家等改修補助金交付事業、移住定住情報発信事業、婚活支援交付事業の4事業をスタートしました。これらの事業の実績状況と今後の展開についてご説明いたします。

まず、空き家・空き地バンク事業ですが、現時点での物件の登録申込件数は、空き家が18件、空き地が214件です。実績としまして、空き家が3件、空き地が1件の成約がございました。

また、空き家等改修補助金交付事業では、空き家・空き地バンクに登録された空き家への居住を目的とした改修に、上限で100万円の改修補助金を交付するものでございます。現在、利用実績はありませんけれども、申請相談を受けており、今後の活用が見込まれております。

移住定住情報発信事業では、移住定住に関連した補助事業などを紹介しますパンフレットを作成いたしました。このパンフレットは、名古屋市や東京での移住定住希望者が集まる各種イベントに参加しまして、説明に活用しております。また、多治見ハウジングセンターなどの住宅展示場や不動産事業者、住宅メーカー、金融機関やゴルフ場などの人目に触れる場所に配布し、周知を図っております。

婚活支援交付金交付事業では、独身男女の出会いの場を積極的に創出する事業を行う個人や団体に対して、交付金を交付しております。市の婚活支援事業で、今年度4件の婚活事業が開催されまして、23組のカップルが成立したと聞いております。この内、この交付金を活用した婚活事業は、昨年10月以降に2件の申請があり、活用されております。今後、制度の改善により更に活用していただけるものと考えております。

また、ことし1月よりスタートしました移住定住促進奨励金交付事業は、転入を促進し、転出を抑止するため、市内で新築住宅や中古住宅を取得した方を対象に、市内の加盟事業所にて使用できる商品券を5年にわたり交付するものでございます。申請受け付けは本年の4月15日からですが、既に多くの問い合わせをいただいております、多くの方の利用が見込まれております。

これらの事業以外にも、平成27年度には都市・農村交流事業として、名古屋市周辺の都市部の住民を対象に、農業体験を中心とした本市の豊かな自然や産業、観光等の魅力をPRし、交流人口の増加につなげ、最終的には人口増加を図る事業を予定しております。

一方、県におきましても、先ごろ「清流の国ぎふ創生総合戦略」が発表されました。その中では、自然減対策としまして、不妊治療助成事業や広域結婚相談事業など、出生率向上のための各種事業、また、社会減対策として、首都圏での移住定住情報の発信や企業誘致等、地域間の連携の促進のための各種事業が位置づけられております。自治体単独で実施するよりも広域的に実施するほうが効果が見込まれる事業は県において実施するなど、市町村の事業との役割分担が必要と考えておりますので、県の創生総合戦略とも整合をとりながら、今後の市の創生総合戦略を策定し、それに基づく人口減少防止対策に係る諸事業を実施していくことになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6 番 成瀬徳夫君。

○6 番（成瀬徳夫君）

ありがとうございました。先ほど言いましたパンフレットを私も見まして、非常にいいパンフレットなので有効に活用していただきまして、人口防止対策に取り組んでいただきたいと思います。

次の要旨ウに移ります。

人口減少防止策では、人口増加を推し進める上で、「子どもを産んで育てやすい環境をつくること」が最大の課題であり、結婚支援の施策として、未婚男女の出会いの場の提供、結婚相談事業の強化が、出生率を引き上げる最大の施策であることは言うまでもありません。

また、他市や他県への転出を防止し、他市や他県よりの転入を促す施策が必要でございます。

「子どもを産んで育てやすい環境である市」にならなければなりません。

私が昔、民間会社にいたときに、根拠はちょっとわかりませんが、賃貸住宅は瑞浪市で借りて住もうと。戸建ては土岐市で建てて住もうという風潮があったことがありました。そのようなことを思い出しまして、瑞浪市が何とか子どもを産み育てやすい環境の都市にならないかなという気を、私は今持っておるわけでございますけども、本市においては、現行、人口減少防止策として様々な事業が実施され始めましたが、人口増加を推し進める上で強化策の柱となるものは何かということ、まちづくり推進部長にお伺いいたします。

要旨ウ、人口減少防止対策の強化の柱となるのは何か、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

それでは、要旨ウ、人口減少防止対策の強化の柱となるのは何かについてお答えいたします。

本市の人口減少の原因について、統計資料から考察しますと、平成16年から死亡数が出生数を上回っており、自然動態での減少が続いております。また、社会動態では、平成14年から転出超過となっております。転出は、職業上の理由によるものが最大のものですが、近年では「住宅事情」が「職業上」に次ぐ転出の理由となっております。

こうした状況ですけども、対策となりますと、自然減については出生数を増加させる施策、社会減については転出理由に応じた施策が有効だと考えられます。

本市の場合、転出理由の「職業」に対する施策としましては、企業誘致や地場産業振興ということになりますが、これは継続的な取り組みを既に実施しております。また、自然減対策としましては、広域的な取り組みが有効と判断しております。自然減と社会減の比較では、ここ数年、社会減のほうが大きく自然減を上回っております。

こうしたことから、社会減に対する施策として、特に他市と比べ優良宅地の整備が進んでおり、住環境の整った本市では、「住宅事情」に着目した人口減少防止対策を柱として取り組んでおります。

「住宅事情」については、平成12年ごろまでは転入超過の主な理由になっていたことから、住宅

に關した新たな施策を行うことにより、転入者数を増やし、かつ、転出者を減らし、社会動態を増加につなげることが可能であると考えております。このような考えのもと、これまでに空き家・空き地バンクや移住定住促進奨励金などの事業を進めているところです。

こうした施策展開につきましては、先ごろ本市からも参加しております「岐阜県人口問題研究会」における中間報告書においても裏づけられた形となっております。報告書は昨年12月に発表されましたが、その中で本市は、「愛知県通勤圏型」と類型化されております。施策の方向性としては、愛知・名古屋圏への通勤者のための利便性の確保や、定住継続を含めた住宅施策の充実を図るような施策が有効とされております。

今後も、本市の現状や特性に応じた人口減少防止対策を進めてまいりますので、議員のご支援をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

ありがとうございました。住宅施策が強化の柱となるということを伺いました。

標題1の最後の要旨に移ります。

市長の所信表明で、「人口問題」を最も重要な課題として位置づけており、その解決に向けて「瑞浪市移住・定住プロジェクト」をスタートさせたということですが、行政において「プロジェクト」といいますと、各部署から重立った人材の方々を集めて問題解決に対応する方法だと私は認識しております。

岐阜県においては、県子ども・女性政策課があり、少子化対策に取り組んでおられます。

瑞浪市においては、まちづくり推進部において人口減少対策を行っている現状ですが、人口問題を最も重要な課題とするならば、人口問題に取り組む部署を更に体制強化して、大きな組織で専門的に人口減少防止対策に取り組む必要があるのではないかと私は思います。

水野市長にお伺いいたします。要旨エ、人口減少防止対策を推し進める部署を更に強化すべきではないか。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

おはようございます。それでは、成瀬議員ご質問の要旨エ、人口減少防止対策を推し進める部署を更に強化すべきではないかについてお答えさせていただきます。

市では、昨年4月に人口減少問題を柱といたしました第6次瑞浪市総合計画がスタートしまして、ことしで2年目を迎えております。この第6次瑞浪市総合計画に掲げました人口問題解決のための3プラス1の施策を積極的に展開するため、昨年、平成26年度から新たに「まちづくり推進部」を設置し、所管の市民協働課に定住サポート係を設けまして、定住サポート係では現在、人口問題に

対する専門のセクションとして、移住・定住の促進に向けた施策を積極的に展開しているところでございます。

先ほど議員からも評価をいただきましたけれども、情報発信のパンフレット等も、本当に地域の魅力を発信できるようなすばらしいパンフレットにまとめていただきまして、今いろいろな住宅の展示会ですとか、各そういうハウスメーカーさんですとかにも出向きまして、これをそれぞれ商談のときに営業のツールとして使ってほしいと、瑞浪を紹介するときにはこれが一番わかりやすいからぜひ、というような形でも、今、積極的に動いていただいているところでございます。

議員ご質問の人口減少防止対策を進める部署の強化につきましては、移住・低移住促進に関係しますプロジェクトを今進めておるところでございますので、その成果や状況を踏まえながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

ありがとうございました。

次に、標題2に移ります。標題2、企業誘致についてでございます。

企業誘致により、雇用の創出が生まれることは言うまでもありません。これにより、人口減少対策にもなります。

瑞浪クリエイション・パーク内で土地を所有していただいた企業には大変ありがたく思っておりますが、いまだに操業まで至っていない企業があり、非常に残念でございます。

早期の操業を働きかえるとともに、本市の働きかけ方にも再考が必要ではないかと、私は今思っております。

瑞浪市は、昨年度より釜戸町で企業用地の確保を進め、株式会社生活の木ガーデンファクトリーが立地できるよう進めておりますが、市民は進歩の状況がどのようで、いつごろからの操業になるか、また、この企業においてどれぐらいの雇用が図られるのかが気になるところでございます。

企業進出について、この株式会社生活の木以外の企業からの問い合わせ及び進出の意向はどのようかを、経済部長にお伺いいたします。

要旨ア、企業誘致の現状と推進状況はどのようなか。よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 遠藤三知郎君。

○経済部長（遠藤三知郎君）

失礼いたします。それでは、議員ご質問の標題2、企業誘致について、要旨ア、企業誘致の現状と推進状況はどのようなかについてお答えします。

最初に、瑞浪クリエイション・パークへの企業誘致の状況について述べさせていただきます。

瑞浪クリエイション・パークは、平成17年から公募を始め、平成20年3月までに全19区画の売買または賃貸契約を締結、分譲が完了いたしました。その時点では、操業10社、未操業が6社で、7

区画がさら地となっておりました。

その後、平成22年に1社が操業されたものの、経済状況の変化や企業戦略の見直しから、進出を見合わせる企業が出ましたので、市としても早期立地を促すとともに、新たな企業や隣接区画の企業への用地の取得を働きかけ、2区画につきましては隣接企業が用地を買収され、事業規模の拡大を図られました。更に1区画につきましても、隣接地を事業用地として契約をされるなど、貴重な工場用地が当初の目的に沿って利用されるよう、働きかけをしてまいりました。

現在、瑞浪クリエーション・パークは全19区画のうち、16区画で11社が事業展開されており、未進出企業は2社、3区画となっています。うち1区画につきましては、近々に県外企業が用地を取得され、本社工場を移転される見込みと聞いておりますので、瑞浪クリエーション・パーク内の残りは、未進出企業の1社、2区画分となる予定でございます。

次に、釜戸町宿地内の株式会社生活の木、工場用地造成につきましては、地権者の皆様のご協力により、昨年11月までに土地の売買契約を結ぶことができました。現在、平成27年8月までの期間で、工場用地及び市道改良についての設計を行い、並行して農地転用手続と開発協議を進めており、農地転用許可後に土地の所有権を瑞浪市に移転させていただきます。このような諸手続や協議等が整い次第、土地造成工事を開始し、造成完了後に当該工場用地を生活の木に売却するよう、現在、事業を進めております。

なお、生活の木は土地の取得後、工場、ショップ、ガーデン等を整備され、平成29年度にオープンの予定と聞いております。

また、雇用につきましては、現在の商品本部、約140人の雇用に加えて、ガーデンファクトリーの操業開始時には、15人程度の新規雇用を計画されておられます。その後、設備の増設に伴って、雇用を拡大されるものと聞いております。

また、他の企業からの問い合わせや進出の状況につきましては、スーパーマーケットの株式会社オークワさんが、平成28年4月に稲津町小里地区に出店を予定されております。

このほかにも、用地等の問い合わせは数多くありますが、企業の希望されるような条件に合う土地はなく、現在のところ具体化した案件はありません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

きめ細かく説明をいただきまして、ありがとうございました。

要旨イに移ります。

工業団地を造成した上での企業誘致は、企業用地が現実にある状況で企業誘致の募集を行うことができます。

しかし、先ほどの釜戸町の企業用地のようなオーダーメイドの企業用地をもって企業誘致を進めることは、市としてやっておかねばならない事柄がたくさんあると思われます。

企業用地には、進出企業よりの要望があり、用地の面積、進入路などの道路状況、用地周辺の環境、地域のマーケット状況など、様々な条件があるのが現状です。このような条件整理が本市としてできているのかが、一番の課題だと私は思っております。

瑞浪市は、市内の開発可能な土地を事業用地として活用する検討を行うこととしています。今、現実企業進出用の用地をどの地区で、いかほど用意することができるのか、経済部長にお伺いいたします。

要旨イ、企業用地に活用できる用地の状況はどのようなか。よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 遠藤三知郎君。

○経済部長（遠藤三知郎君）

それでは、要旨イ、企業用地に活用できる用地の状況はどのようなかについてお答えします。

現在、岐阜県では、2020年の東海環状自動車道西回り区間の全線開通を見据えて、今後不足が見込まれる工業用地について、全市町村で用地の掘り起こしを進めており、新たに300ヘクタールの工業用地の開発を推進する方針を示しておられます。

このように、この地域における工場用地の需要は今後も継続すると見込まれますが、本市においては、現在のところすぐに企業誘致に活用できる土地の用意はありません。

短期的な用地の候補といたしましては、現在の陶小学校の用地もその一つと考えております。これは、地元区長会等の要望を踏まえた陶中学校跡地利用検討委員会の協議結果に基づくもので、「陶中学校の瑞浪南中学校への統合に伴う跡地の活用について、現在の陶小学校を現在の陶中学校に移転し、現在の陶小学校の跡地及び施設の有効活用については、地域の活性化となるよう雇用の確保ができるよう活用する」という結論が出てございますので、市としても今後、この土地を工場用地として活用を検討してまいりたいと考えています。

なお、中・長期的には、企業の進出需要に対応できるよう、新たな用地の確保について、新たな適地調査を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

ありがとうございました。

次の要旨に移ります。

昨年12月議会において、本市はレディーメイドからオーダーメイドで本市の企業用地を確保して、企業誘致を進めるとの答弁がありました。

しかし、今議会冒頭の市長の所信表明において、新たな工業団地の可能性について調査を実施すると申されました。なぜ、また新しい工業団地の可能性調査を実施することになったのか、新たな工業団地の可能性調査の地域はどこであり、どのような規模であるのか、市民は気になるところ

でございます。

瑞浪市においては、保安林などの様々な規制があり、現状では大規模な工業団地の開発は不可能に近いのではないかと私は思っております。

先ほどのレディーメイドからオーダーメイドで企業誘致を進める施策であるのであれば、コンパクトな工業団地の必要性のほうがよいのではないかと私は考えます。

経済部長にお伺いいたします。要旨ウ、新たな工業団地の可能性調査はどのようなか、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 遠藤三知郎君。

○経済部長（遠藤三知郎君）

要旨ウ、新たな工業団地の可能性調査はどのようなかについてお答えします。

先ほどの要旨イでお答えしましたとおり、東海環状自動車道の全線開通やリニア中央新幹線建設などの波及効果により、中期的な用地需要に対応できるよう、新たな用地の確保は本市にとって必要であり、今後とも調査を進めたいと考えております。

本市は、東濃の丘陵地帯に位置するものの、地形の急峻な箇所も多く、水の供給や保安林などの開発に伴う課題や規制も多く、今後とも大規模な工業団地の開発は困難かと思われま

す。しかし、議員ご指摘のとおり、コンパクトな形での工業用地の開発は可能と考えますので、この可能性を探るため、今議会に工場用地創出事業として開発可能性調査経費を計上させていただきました。

今後、この調査結果に基づき、開発手法の検討も含めまして企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6 番 成瀬徳夫君。

○6 番（成瀬徳夫君）

ちょっと再質問いいですか。

場所はどこかわかりませんか。よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 遠藤三知郎君。

○経済部長（遠藤三知郎君）

議員ご質問の、場所はどこかということでございますが、稲津地区を予定させていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6 番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

ありがとうございました。

要旨エに移ります。

雇用の創出、人口増加策は、瑞浪市にとって最大の課題であることは、瑞浪市民全員が認識しております。

本市において、瑞浪クリエイション・パークや現在進めている釜戸町の企業用地の開発、工業団地の可能性調査など、様々な取り組みを行ってまいりました。しかしながら、成果が表に出ていないのが現状ではないでしょうか。

企業誘致対策において、企業用地はレディーメイドの工業団地を開発することが基本であるが、オーダーメイドで企業用地開発を推し進めるのか、方向性があいまいなような気がいたします。

企業誘致では、進出しようとする企業は進出するための様々な条件を持っております。この条件をクリアするために、市として事前に条件整備の取り組みを実施する必要があります。

企業誘致には、金融機関や商工会議所からの情報収集、証券会社や不動産会社からの情報収集など、本当にたくさんやらなければならないことがあります。

これは民間的な手法かもしれませんが、今後、行政においても必要不可欠な手法であります。

雇用の創出が人口増加の一環と捉え、企業誘致に努める必要があります。

本市の組織に企業誘致対策課を設け、企業誘致を協力的に推し進める必要があるのではないかと私は考えております。

水野市長にお伺いいたします。要旨エ、企業誘致対策として企業誘致課を設ける必要はないか。よろしくをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、成瀬議員ご質問の要旨エ、企業誘致対策として企業誘致課を設ける必要はないかについてお答えさせていただきます。

現在、通常の企業誘致業務につきましては、経済部商工課が担当しております。これとはまた別に、主に経済部と建設部の係長クラスで組織されました「企業立地推進室」を設けさせていただいております。具体的な開発案件や企業誘致業務にあたっております。

現在進行中の工場用地の可能性調査、生活の木の工場用地の確保並びに造成につきましても、企業誘致室と企業立地推進室で綿密な打ち合わせを行いまして、しっかりとした連携のもとで取り組んでおります。現状の企業誘致、企業立地業務の推進にあたりましては、適切な体制であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

今のままでということなんですけども、実はこの間の新聞でちょっと見たんですけども、三重県のある銀行でございますけども、政府が推し進める地方創生に向けた取り組みを強化するため、推進デスクを設置し、昨年12月に閣議決定された「ひと・まち・しごと創生総合戦略」に基づき、今後「地方版総合戦略」の策定を進める地方自治体に情報提供をして、関連する諸施策の実行に協力していくため、各支店長を地方創生担当者として推進デスクと連携し、地方創生を支援することを決定したということがあります。

このように、金融機関も地方創生に取り組み始めたわけでございます。

行政としても、様々な方面から「地方版総合戦略」の策定を進めなければならない状態でございます。情報収集や協力支援を受けた地方創生を推進しなければならない時代だと、痛感しております。

「地方版総合戦略」の一つには、企業誘致から生まれる雇用の促進から始まる人口増加策があることを肝に銘じておいていただきたいと思います。とっております。

それでは、次の標題3に移ります。老朽化橋と災害についてでございますけども、先の阪神淡路大震災や4年前の3.11東日本大震災、毎年各地で起きるゲリラ豪雨による豪雨災害により、各自治体で防災対策の強化が進められています。

本市においては、この近年、甚大な災害は発生しておりません。

地震災害においては、南海トラフを初めとする東南海地震では、巨大地震災害の可能性が大であると言われております。必ず本地域においても被害が出ます。

また、ゲリラ豪雨による豪雨災害はどの地域で発生するか予想できないと言われております。

本市においては、瑞浪市土砂災害ハザードマップを作成し、市民に防災意識の高揚を促すなど、防災対策に取り組んでいる現状であることは承知しております。

市役所庁舎東側の益見町では、新しい住宅がたくさんできつつあります。

このような状況で、市民はこの浸水想定区域を、果たして認識しているかが問題でございます。

瑞浪市では、昭和47年に豪雨災害が発生いたしました。あれから42年が過ぎました。災害は忘れたころにやってくると言われております。

ここに瑞浪市土砂災害ハザードマップがあります。

この部分で、これが土岐川でございます。土岐川と小里川の合流点のここに土岐橋があります。この部分から豪雨災害で水が発生したときに、このまま、今言った川のこの地内が浸水してくるという予想が出ております。

この黒いところ、これは2メートルから5メートルぐらい浸水しますよという。市役所の裏側、この部分は2メートルぐらいが浸水しますよという今、ハザードマップに書かれておるわけなんですけども、このようなことを市民が本当に把握しておるのかということを、私は非常に懸念しておるわけなんですけども、ここのピンク色で塗ってあるところ、これは伊勢湾台風で床上浸水まで来とるんですね。

だから、このハザードマップは確かにすごいことが書いてあるなとは思っておるんですけども、これを市民は「ああ、そうなんだ」というだけで済まされるのかなということが、私はちょっと疑問に思われます。

このような浸水想定区域をどのように受けとめてみえるのか、また、市民に対してソフト面でのようなアドバイスを行い、ハード面ではどのような対策をしてみえるのか、建設部長にお伺いしたいと思います。

要旨ア、ハザードマップに記載されている市街地における過去の水害をどのように受け止めているか。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、標題 3、老朽化橋と災害について、要旨ア、ハザードマップに記載されている市街地における過去の水害をどのように受け止めているかについてお答えします。

過去の水害状況ですが、土岐町地内において昭和10年や15年に、釜戸町においても昭和57年に土岐川堤防が決壊し、浸水被害が出ています。

また、昭和34年の伊勢湾台風来襲時に、瑞浪市駅前付近の寺河戸町では内水氾濫が発生し、土岐川と小里川、土岐川と佐々良木川との合流部付近においても、浸水被害が発生しました。

更に昭和47年7月の東濃地方を襲った集中豪雨では、陶町を中心に甚大な被害を受け、小里川や土岐川でも浸水被害がありました。

和合町、西小田町、薬師町においても浸水被害が何度か発生しましたが、土岐川の和合狭さく部分が改修され、小里川ダムの完成以後、平成16年3月からは浸水被害は発生しておりません。

被災原因につきましては、いずれも流下能力を上回る降雨による洪水があったためと考えられております。

本市では、平成25年6月に「瑞浪市土砂災害ハザードマップ」を各戸に配布し、同時にホームページに掲載しておりますが、このマップ作成に先立ち、市内15地区について13回のワークショップを開催し、計536名の市民の方々に参加していただく中で、関係各地区における危険箇所等の把握をしていただいております。また、現在本市へ転入された方には、土木課窓口にてハザードマップの提供ができる体制をとっております。

このように、本市では市民の皆様に「瑞浪市土砂災害ハザードマップ」で危険箇所を把握していただくとともに、引き続き河川改修事業促進の要望を行っていく中で、災害に備えていきたいと考えております。

なお、今、議員にご紹介いただきました、ホワイトボードのハザードマップにつきましては、一昨年度より岐阜県が多治見土木事務所が市内の各自治体、まあ多くは公民館ですが、に掲示できるように、その大きさについて作成して配布していただいたものです。ですので、区民の皆様が集まる折には、この地図を見ることができますので、過去の災害等を振り返っていただいて、自助・共

助で災害から逃れていただく一つの糧としていただければ幸いです。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

ありがとうございました。先ほども言いましたように、やっぱりこの土岐橋のところから、こう水がどんどん流れ込んでくるというのが現状のようですので、市民の皆様には本当にこういうことが起きますよということを周知していただきたいなと思っております。

要旨イに移ります。

先ほどのハザードマップに「土岐橋」があります。この土岐橋は、私が昨年の12月議会で質問をいたしました。昭和5年の竣工で、老朽化した橋でございます。

土岐橋の上流には、先ほども言いましたように、土岐川と小里川との合流点があり、豪雨時ほどのような状況になるか非常に心配をしております。

この土岐橋には、橋は大体この下に柱脚があります。橋の柱がありますけども、これが6本かかっております。この柱脚が6本あるわけなんですけども、この柱脚が雨が降ったときにどういふふうになるかということが、私は一番今心配しておるところでありまして、土岐橋の上流、釜戸、土岐、東方面や、陶、稲津方面で、ゲリラ豪雨によって山の崩落や河川敷の崩落などで災害が発生した場合に、家屋の倒壊により発生した倒木やごみなどが流れてくるわけですけども、そして、この6カ所ある橋脚にそれが堆積してしまって、先ほどのこの土岐橋が堤防になってしまわないかなということです。その辺が私が非常に心配するところでございます。

この土岐橋でそういう状況が起きた場合には、河川から当然水があふれ出しまして、このハザードマップの浸水想定区域になるところは間違いなく浸水するということでございまして、このような場合でも、想定外では済まされないと私は思っておるんですけども、行政として何らかの対応策をしておく必要があるかと思うがどのようにお考えでしょうか。建設部長にお伺いいたします。

要旨イ、老朽化橋と水害との因果関係を検証する必要はないか。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨イ、老朽化橋と水害との因果関係を検証する必要はないかについてお答えします。

現在、土岐川の河川改修は、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」における「土岐川流域における総合的な治水対策プラン」により改修が進められております。今後30年程度の期間内、短期・中期において、小里川合流点より下流については、おおむね30年に1度発生する規模の洪水を安全に流せる30分の1確率規模の目標で改修し、上流はおおむね10分の1確率規模の目標で改修することとされております。更に長期的には、合流点より下流はおおむね100分の1確率規模で、上流はおおむね50分の1確率規模の目標で改修を行うこととされております。

また、橋梁を含む河川構造物におきましては、河川管理施設等構造令に基づき設計されますが、

この最新の構造令が定められる以前の橋梁等の中には、現在の構造令に合致していないものもあり、河川改修時等に改修をしているところです。

したがって、検証の必要がないかのご質問ですが、「土岐川流域における総合的な治水対策プラン」及び「瑞浪市橋梁長寿命化修繕計画」により改修が進んでおりますので、検証済みであると考えます。なお、土岐川等1級河川、河川管理者が本市以外の河川にかかる橋梁を架けかえる場合において、河川改修計画がある場合は、河川管理者との合併施工を行うことで財政的負担の軽減を図ることを本市の方針としております。

土岐橋については、架けかえに向けて、現在、県と設計協議を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

まあ、架けかえの件は12月に私がお聞きしました。それまでに、やっぱり災害が発生するというのが私は非常に気になりますので、その辺もよく頭に入れた形で、市道としての橋でございますので、管理をしていただきたいなと思っています。

それでは、要旨ウに移ります。

老朽化橋と言いますと、土岐町鶴城と名滝、下沢の方々の生活道路の一部である名滝橋についてをお伺いいたします。

この名滝橋も昭和5年の完成と聞いておりますが、私が現地調査をしたときには、2月下旬の午前10時ごろでした。この時間帯で、約10分間に車の通行が10台ありました。バイクが2台、自転車が2台と、間違いなくこれは生活道路としての機能を果たしておることを私は確認してまいったわけでございますけれども、この橋は幅が非常に狭く、歩道は当然ありませんけれども、ここにちょっと写真を撮ってまいりましたけれども、昔の橋の欄干がここにありますが、非常に低い欄干で、この上にバイクで一応下へ落ちないような柵がしてありました。

このような状況の高欄が設けてある橋でございまして、交通安全上非常に危険な橋と私は実感してまいりました。

また、この橋を支える橋脚、先ほど言いました橋脚なんですけれども、川の中に2カ所あります。これを見ますと、まるきり基礎の部分が表に出てしまっているというような状況でありまして、この状況を見ますと、素人が見ても豪雨災害では橋が流されてしまうのではないかなというような気が私はいたします。

この橋脚は、流されてしまったらどのようなになってしまうのか、まあ、なくなってしまう可能性もありますし、今後、その後どうされるのかということも私は今わかっておりません。

この橋は、兼ねてから改修や架けかえが地域の要望事項として上がっているのではないかなと私は察しておるところでございますけれども、災害が起きてからでは遅過ぎます。非常に危険な状態となっている橋ではございます。この状況を見ますと。

建設部長にお伺いいたします。要旨ウ、老朽化した名滝橋についての対応はどのようなかをお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨ウ、老朽化した名滝橋についての対応はどのようなかについてお答えします。

名滝橋は、土岐町鶴城地内の国道19号と名滝地内の県道武並土岐多治見線を結ぶ市道安高・名滝線に昭和5年に架設した、橋長45.9メートル、車道幅員4.2メートル、4径間の橋梁でございます。

橋梁点検結果では、健全度は「2」であり、平成23年度に策定しました「瑞浪市橋梁長寿命化修繕計画」においては、架け替えとしております。

現在の土岐川の河川改修は、要旨イで述べましたとおり、今後30年程度の期間内（短期・中期）において、小里川合流点の上流はおおむね10分の1確率規模の目標で、その後長期的にはおおむね50分の1確率規模の目標で改修を行うこととされております。

名滝橋付近においては、おおむね10分の1確率規模の下線断面が確保できており、現在、県では河川改修の予定は当面ないということでございます。

したがって、名滝橋の架け替えの時期は定まっていますが、要旨イでお答えしたとおり、本市の橋梁架け替え方針に沿って河川改修時には事業を実施いたします。なお、それ以前に供用できないような状態に陥った場合には、単独架設も含め検討が必要と考えております。

議員がおっしゃるように、危険だからといって今すぐ我々が何の方策をとれるかといったら、乱暴な話ですが、落としてしまうのが一番安全になるわけですので、それをすれば市民の皆さんに多大なる不便をおかけするわけですので、我々としては現状をしっかりと把握しつつ、危険が来るのを察知しながら供用していただくというのが現在の最善の対策かなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

まあ、市民に相当負担がかかるからという今答弁をお聞きしました。

今からでは多分遅過ぎると思いますが、私はあの瑞浪恵那道路の話をちょっと持ち出しますけれども、瑞浪恵那道路があそこのつり橋の上を渡って、下沢のほうへ渡っていくわけなんですけども、この計画時点において、名滝地区や下沢地区の方が、今の名滝橋を使用せずに瑞浪恵那道路へちょっと出られるようなことができたのならよかったのになと思っておりますけども、今からでは多分遅いと思いますので、非常に残念に思っているのが現状でございます。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、成瀬徳夫君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで暫時休憩をします。

休憩時間は、午後 1 時までといたします。

午前11時25分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

〔15番 柴田増三 登壇〕

○15番（柴田増三君）

15番 新政みずなみの柴田です。

通告に従いまして、本日は2題について質問をさせていただきます。

初めに、標題 1、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についてであります。

このことにつきましては、これまでも一般質問の中で取り上げるとともに、ほかの議員も様々な視点から質問をされてきました。新しい議員も見えますので、少し概要から入らせていただきますけれども、土砂災害防止法は、平成11年に「広島災害」、土砂災害発生件数、この当時ですけれども325件、死者24名という大きな事故がありましたけれども、それをきっかけに総合的な土砂災害対策に関する検討がなされ、平成13年4月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行され、平成15年3月には全国初の土砂災害警戒区域等の指定が広島において実施されました。その後、法律、施行規則等の一部改正、土砂災害防止対策基本指針等の変更が行われ、今日に至っております。

平成25年3月末現在の全国の指定数は、土砂災害警戒区域30万9,539区域、土砂災害特別警戒区域16万9,890区域とされておりますけれども、瑞浪市においても平成21年5月には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されたわけでございます。

土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと言われるところについての定義につきましては、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域とされております。

そして、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと言われているところですが、そういったところの定義につきましては、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域とされております。

瑞浪市における平成27年3月6日現在で公表されている現在の状況におきましては、土石流、土

砂災害警戒区域、これが454カ所。その中で、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンとされているところですが、それが362カ所。そして、急傾斜地における土砂災害警戒区域261カ所、うち特別警戒区域が259カ所。地すべりによる土砂災害警戒区域は19カ所とされております。

そこで、要旨アでございますけれども、そうした警戒区域はおおむね5年ごとに実施する基礎調査の結果によって変更されるとされておりますけれども、これまでに警戒区域の指定範囲の見直しをされたのか、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、標題1、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、要旨ア、警戒区域の見直しはされたのかについてお答えいたします。

今、議員から紹介していただいたように、本市においては、土砂災害特別警戒、いわゆる「イエローゾーン」が734カ所、土砂災害特別警戒区域、「レッドゾーン」が621カ所、平成21年5月に指定されております。

その後、平成25年1月に土石流に関するイエローゾーンが2カ所追加され、平成25年5月には同じく土石流に関するレッドゾーン7カ所、また、急傾斜に関するレッドゾーン1カ所が変更されました。

岐阜県は、今後の見直しについては、法に基づき、現地の自然条件や社会条件が変化することを考慮して、基礎調査の見直しをおおむね5年ごとに行う予定とされております。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

平成25年にイエローゾーンが2カ所とレッドゾーンが7カ所増えたということですね。急傾斜地が1カ所、10カ所ほどの見直しがされたということですが、こうした見直しをされた経緯、あるいはまたその見直しをされた地域はどういったところでしょうか。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、見直しの経緯と地域についてお答えいたします。

土石流関係としまして、平成25年1月にイエローゾーン2カ所が追加されました。これは、恵那市山岡町の土石流に関する指定を行う際、瑞浪市稲津町萩原の笹平地区にまでイエローゾーンが及ぶことが判明したために、追加されたものです。

また、土石流関係のレッドゾーンにつきましては、釜戸町の御湯川と土岐町の市原1沢の2カ所で、砂防ダムの新設によりイエローゾーンのみとなり、砂防ダムの堆砂土量の見直しに伴い、釜戸

町の神徳川右支溪、稲津町萩原の蛇拔沢川、小滝沢、通り沢、小里の釜糠川上流の5カ所でレッドゾーンの範囲が縮小されました。

急傾斜地のレッドゾーン見直しにつきましては、土岐町市原台団地にて県営急傾斜地対策事業が実施されたことに伴い、レッドゾーンの範囲が縮小されました。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

ありがとうございました。

なぜそんなことを聞いたかという、次のいろんな質問の中に関係してきますので、お聞きしたわけですが、次に要旨イに移ります。

こうした今後の警戒区域における災害対策の予定はどのようなか、建設部長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨イ、今後の警戒区域における災害対策の予定はどのようなかについてお答えします。

平成27年2月末現在、土砂災害警戒区域等における災害対策事業については、岐阜県が通常砂防事業として、釜戸町不動川と洞田川及び小田町上ノ平洞地区で施工し、地すべり対策事業としては日吉町白倉地区で、更に急傾斜地崩壊対策事業としては、土岐町南山地区及び陶町細久手地区において事業を実施中です。

各事業の施工箇所が完了いたしましたら、引き続き新たな地区での対策事業を行っていただくよう、継続して岐阜県へ要望してまいります。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

ありがとうございました。

いろいろ財政事業の問題もあり、このような事業対策もなかなか思うように進まないわけですが、今、部長のお話もありましたように、引き続き県への要望等対策を進めていただいて、それぞれの地域でそういった場所が、安心して住み続けられるような環境の整備の推進をお願いしたいなと思っております。

次に、こうした土砂災害防止法による警戒区域の説明会が各地区の公民館であったわけですが、その折に、説明会のときにいろんな問題が出たお話をさせていただきますけれども、土砂災害警戒区域に指定されると、建築確認申請等の許可が下りずに、新築は無論、増改築は不可能となって、土地の評価はないに等しいというような言い方をされ、固定資産税の減免について言及をされた部分もありました。

そういった折に、現行の瑞浪市税の減免取扱規則には、土砂災害特別警戒区域や地すべり地域に指定されたエリア内の固定資産税に対する減免を適用する項目はありませんので、減免をしておりませんと答弁があったわけですが、なお、地番図整備事業、いわゆる公図と地図情報をリンクさせたものですが、そういったものが完了すれば、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の地番の確定ができるため、地番図整備事業の完了後に評価替えの際に、評価の減価補正で対応したいというようなお答えをしてみえます。

平成22年の一般質問においても、平成24年から平成25年にかけて税務課で地番図の作成を予定、以後、筆の確定を進める。平成25年12月議会で水野市長におきましては、平成27年度の固定資産税の評価替えに向けて評価の見直しを行うよう担当課に指示すると答えてみえます。

そういった中で、平成27年度の評価替えから実際の土地の利用形態において、どの程度を警戒区域が占めているのかを考慮して評価の減額を行いたいと答弁をされたわけですが、そこで要旨ウに入りますけれども、平成27年度より適用される固定資産税評価における土砂災害警戒区域等にかかる補正の内容はどのようなか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、要旨ウ、平成27年度より適用される固定資産税評価における土砂災害警戒区域等にかかる補正の内容はどのようなかについてお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定された区域の土地の評価につきましては、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制など、法規制による土地利用の制限が土地価格に影響を及ぼすことを考慮いたしまして、平成27年度の固定資産税の評価より、レッドゾーンにかかる宅地、及び宅地評価に準ずる土地に対しまして、減価の補正を適用することとしております。

この補正の適用につきましては、これまで一般質問でお答えさせていただいたとおり、平成24年、平成25年度の2カ年で整備を行いました地番現況図の供用開始がその前提条件であり、この地番現況図が完成したことにより、減価の適用を行うものでございます。

減価の具体的な手法といたしましては、この地番現況図上に今年度、県より土砂災害警戒区域等の地図データの提供を受けまして、地番図上に重ねあわせ、今回補正の対象とするレッドゾーンにかかる土地の特定と筆ごとの規制を受ける面積の確定を行いました。

また、補正率につきましては、不動産鑑定士による意見書や近隣市の状況を踏まえまして、レッドゾーンがその土地に占める面積の割合に応じて、25%未満につきましては0.8、25%以上50%未満につきましては0.7、50%以上につきましては0.6といった、段階的な補正率を設定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

レッドゾーンの占める割合によって土地の評価を変えると。おおむね20%から40%の減価補正、0.8あるいは0.7、0.6ということですので、20%から40%の減価補正をされるということですが、そこで再質問でございますけれども、こうした固定資産税の評価の減価補正が行われている割合というのは、全国でどのぐらいあるのか。また、岐阜県内の状況についてはどのようなのか、再質問をさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

土砂災害警戒区域等の指定に伴う全国及び県内の減価補正の適用状況につきましては、まず全国でございますが、総務省の調査結果によりますと、これは平成24年度と少し古いわけですが、この時点でございますが、補正適用市町村につきましては204市町村、全体の約12%という数字が示されております。

次に、平成26年度時点の県下42市町村の補正適用状況でございますが、42市町村中、34市町村で土砂災害警戒区域等の指定が行われておりまして、その中で25市町村につきましては、減価補正が行われておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

全国的にはまだ12%、まあ204市町村でしかまだこういった状況が進められていないと。県下においてはおおむね42市町村ある中で34カ所。そのうち減価補正されておるのは25市町村ということですので、岐阜県は山の国とも言われているような中で、随分そういったものをやっぱりある程度評価されて進められているのかなという思いがいたします。

そういった中で、今、先ほど20%から40%の減価補正というような市の部分があったわけですが、県内、あるいは近隣市町村の固定資産税評価の減価補正の割合というのはどのぐらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

減価補正の状況でございますが、平成27年度から実施する本市を含めまして7市町村でございますので、その数を含めまして、32市町村が減価補正を行うこととなります。この内25の団体が一律補正、7団体が段階補正となっております。

次に、近隣の市町村でございますが、多治見市及び土岐市が本市と同様に段階補正を設定しておりまして、補正率といたしましては、本市と土岐市が80%、70%、60%の3段階、そして、多治見

市につきましては80%、75%、70%の3段階でございます。また、恵那市及び中津川市につきましては、一律の補正で70%と補正率を設定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

こうしてみますと、比較的に瑞浪市の補正というのは、まあ、地形的な問題もあるでしょうけれども、高い割合で減価補正がされるのかなという気もいたします。

それでは、もう一つですけれども、平成27年度の固定資産税替えのときにやるよという形で、今年度の予算の中にもあったわけですが、こうした固定資産税替え、まあ、個人所得の落ち込みや固定資産税の評価替えによって約7,700万円ほどの税収の減、市民税の、市税の減収が見込まれているというようなことが書いてあったわけですが、今後の市税への影響につきましてどのように考えてみえるのか、お願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

今回のレッドゾーン指定区域の土地に対する減価補正の適用によります市税への影響額につきましては、市内全域で補正適用対象筆につきましては約2,500筆と見込んでおりまして、平成26年度を基準といたします固定資産税の額で算出いたしますと約1,000万円、都市計画税では約100万円、合計1,100万円ほどの減額となると見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

これが先ほどの建設部長やないですけども、いろいろ対策をとられてこないと、このままずっと減額のまま行くわけですが、そういったことも含めまして、いろんな対策をとることによって、まあこれは恐らくレッドゾーンが対象ということがありますけれども、イエローゾーンになればそういう変わるという可能性もあるわけですが、まあ、固定資産税評価の減価補正の対象としている部分、先ほどから聞いているとレッドゾーンとイエローゾーンの部分だけの話の中から、レッドゾーンを対象にするというような形ですけども、宅地というだけの考えの中で、その宅地の周辺に含まれている田、畑、あるいは山林があるわけですが、そういったところが対象外であるという理由について、どのようにお考えなのか。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

土砂災害特別警戒区域におきましては、開発が規制され、居室を有する建築物の構造強化が必要となるなど、通常の土地に比べまして建築規制等にかかる土地利用の制限を受けることが、土地価

格に多大な影響を及ぼすとの観点から、固定資産税評価の減価補正を適用するものでございます。

このため、建築物等を目的としたしました宅地及び資材置き場等の雑種地など、宅地評価に準ずる土地のみ補正の対象としております。

議員ご質問の田、畑、山林等につきましては、当該区域の指定がその土地の収益性に影響を及ぼすものではございませんので、補正対象とすることは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

あくまで建築物と構造物の規制を受けたりする部分において、減価をするよという。幾らそばに畑、周辺に田んぼ等があっても、もうそれは関係ないよというようなお答えでしたけれども、まあ、宅地に準じたような形で評価をしている土地、あるいは雑種地といわれておるようなところですね。そういったもの、瑞浪にあるかどうかはあれですけれども、この都市計画市街化区域の農地等については減価対象になるというような部分もお聞きしたわけですが、こういったことについては、先ほど土地に、宅地の評価に準じた評価をしているという解釈で、例えばそういったところについては減価対策をするということによろしいですか。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

先ほど申しましたように、宅地のほか、資材置き場などの雑種地ですね。この部分につきましては、宅地評価に準ずる土地ということで、補正の対象としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

ありがとうございました。この質問につきましては、地元でも大変こういったところを抱えているという部分があって、どうするんだといういろんなことがありましたので、ことしの固定資産税評価替えのときにこうした評価をするよというお話がありました。そういったことで、確認の意味で質問をさせていただきました。ありがとうございました。

まあ、こうしたこともあるわけですが、いずれにいたしましても、こうした危険区域の開発を抑えることは当然のことではありますけれども、先ほども述べましたが、やっぱり長年住みなれた土地に住み続けられるような対策をとるという、対策や配慮をするということが一番やっぱり大切なことというか、今住んでみえるところに本当に愛着を持ってみえるわけですので、何とかできる部分につきましては対策を国、県等に、先ほども建設部長がことあるごとにやってるよということですので、よろしくお願いいたします。

この質問については終わります。

次に、標題2に移ります。屏風山黒の田湿地についてであります。

これは、平成10年に稲津のまちづくり推進協議会が立ち上げられて、その中で「みんなが集えるような場所づくり」、あるいは「公園」、「自然を生かしたまちづくり」、「健康づくり」等、多くの町民から意見をもとに、稲津町の拠点となるようなところを選択し、「稲津まるごと公園化構想」というものが立ち上げられました。その中で里山活用整備事業計画が立てられて、里山の環境保全、整備事業に取りかかれ、17年を迎えられましたけれども、地元の貴重な自然遺産である屏風山黒の田湿地整備もその一環で、平成11年より取りかかって、湿地の植生調査や雑木林状態だった湿地を現在の、今日の湿地のような状態にされてきたわけですが、この間、多くのボランティアとともに環境整備を進められてこられました。

平成22年には、新たに「黒の田湿地愛好会」等が立ち上げられ、公民館活動と連携して樹木、樹林、あるいは山野草の観察教室等を開催しながら、名板の取り付けや草刈り、整備活動等をボランティア活動として行ってきたいただいております。

平成23年と平成26年には、市のステップアップ事業等の採択を受けまして、湿地内に擬木による木道5本を設置して、周囲約1キロメートルを湿地の周遊散策道として整備をして、平成25年には清流の国ぎふ地域活動支援事業の採択を受けられて、来訪者が黒の田湿地内の貴重な動植物の生息・生育地域内に踏み込まないように、杭やロープ等による保全区域を設置されてきたわけでございます。

今回は、屏風山という全体の中での質問はしておりませんが、屏風山においては、勤労者山岳会、そして、こういった黒の田湿地愛好会の皆さんも全体の中で登山道整備、草刈り、そして、危険な場所の整備等もしていただいておりますけれども、そういった部分も多く皆さんがかかわっていただいているわけですが、今回は湿地だけについてお話をさせていただいているわけですが、黒の田湿地に生息する貴重な動植物の生息・生育地の保護と、その周辺の整備環境。快適な森林空間整備による来訪者、交流人口の拡大を図って、貴重な湿地や森林整備に理解を得る活動を、年間を通してやっておみえであります。

ここで質問ですが、周辺の官行造林の満期期日が平成28年3月に迫っているとお聞きしていますけれども、官行造林内には湿地の水源等の重要な場所が点在しております。海拔をするのか、一部を残すのか、現状のままにするのか、黒の田湿地の環境に及ぼす影響とともに喫緊の課題でもあります。

そこで、要旨ア、黒の田湿地周辺の官行造林への対応はどうか、経済部次長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

それでは、標題2、屏風山黒の田湿地について、要旨ア、黒の田湿地周辺の官行造林への対応は

どのようなについてお答えします。

官行造林の制度は、山林の所有者と国が契約を締結し、一定の期間、国が造林・保育を行い、契約期間満了時に木を伐採し、その収益を所有者と国の両方で分配する契約であります。

黒の田湿地周辺の官行造林は、契約面積37.36ヘクタール、契約期間が60年間で、昭和31年度に植林をしておりますので、平成28年3月31日で契約期間が満了を迎えます。

基本的には、立木の状態で競争入札により販売し、収益を2分の1ずつ分ける契約となっておりますが、伐採を望まない場合は契約相手方の持ち分を買い取ることが可能となっておりますので、伐採を行わず、国の持ち分を市が買い取る方向で協議を行っております。

今後、陶都森林組合とともに森林経営計画を策定し、黒の田湿地の保全を図りながら間伐などの管理を行い、健全な森林づくりに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

やはり今、一応考慮していただいているという形で受けとめましたけれども、やはりこうした貴重な部分、湿地を保全していくには、その周辺の森林環境そのものもやはり影響してくるわけですので、今のように折半する部分について市が買い取っていただき、またその後に、午前中にもありました渡邊議員の森林整備の部分もあるわけですが、陶都森林組合、あるいは地元のそういったボランティアの方とも連携をしながら、有効にその湿地を保全するとともに、森林環境の整備に努めていければありがたいかなと思っております。

次に、本年度予算に黒の田湿地の環境整備事業が盛られておりますけれども、要旨イ、黒の田湿地の環境調査はどのようなものか、経済部長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 遠藤三知郎君。

○経済部長（遠藤三知郎君）

それでは、要旨イ、黒の田湿地の環境調査はどのようなものかについてお答えいたします。

黒の田湿地につきましては、日ごろから地域住民やボランティアの方々により保全活動や環境整備等をしていただいております。

この湿地に貴重な動植物が生息・自生していることは認識しておりますが、例えば種の特定がなされているとか、湿地の保全についてどのような活動が有効であるかなどの細かなデータを、現在市としては持っておりません。そのため、今後「黒の田湿地」の自然環境を把握し、効果的な保全活動を実施していくための基礎資料が必要と考え、今回、平成27年度当初予算に環境調査の費用を計上させていただきました。

調査の方法や内容につきましては、専門業者に委託し、年間を通して動植物調査などを実施し、その結果をもとに黒の田湿地の自然環境について総合的に評価をし、動植物や湿地全体の保全につ

いて、今後の方向性を盛り込む計画としております。

なお、調査に際しましては、引き続き地元の方々のご協力を得ながら、この事業を市と住民との協働で進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

今、黒の田湿地の保全をいただいている皆さんにおいても、いろんな植物、あるいはどんな動植物がおるのか等、写真を撮りながら、皆さんも一生懸命保全をしてみえるわけですが、例えば今、行政にお願いするということでしたが、またまちづくり、そういった地元の方にもお手伝いをいただきながらということですが、そうしたボランティア団体がお手伝いをできることというのはどのようなことなのか。再度質問をさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 遠藤三知郎君。

○経済部長（遠藤三知郎君）

議員ご質問の、お手伝いというか協力していただけたところは何かということだと思いますが、例えば調査に際しての現地調査の動向、それから、動植物の分布調査の協力、過去のデータの証言とか、やっぱり地元の方の知識、経験に負うところは大きいと思いますので、そのような面でご協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

まあ、調査をされる時期にもよるでしょうけども、やはり植物は環境に随分左右されるわけですので、昨年は非常に環境がよかったのか、ハッチョウトンボ、あるいはヒメヒカゲ等絶滅危惧種、あるいは絶滅危惧種の植物等も大変咲き誇りまして、非常に皆さんにも喜んでいただいた部分がありますけれども、今年度調査されるときにその時期もあるでしょうけれども、やはりそのときに咲いてるか咲いてないかというのは、やはりその年の環境というのがすごく影響するわけですので、どういう調査が出てくるのか、そういった部分において非常に興味深く注視をしているわけですが、ぜひともそういったデータを取りそろえられたら、それも生かした宣伝効果も含めまして、地域の中でもう一度パンフレットづくり等に生かしていきながら、そういったものも進めていきたいなと思っております。

昨年は、ある方からも投書がありましたけれども、こうした貴重な絶滅危惧種を捕獲したり、とってそれを売ったりなんかする業者さんみたいな方がみえたようで、そこへたまたまご夫婦が訪ねてこられたときに、その方たちに注意をされたそうです。注意をされたら、反対に食ってかかれ

て、どこにそんなとったらいけないということが書いてあるのかという。そこにはとってはいけませんとは書いてあるんですけども、条例のどこにそれがうたってあるんやと。そんなことまで言われて、逆に憤慨して帰ってみえたというお客さん、そこを登山されていた方も怒ってみえたわけですけども、非常にそういった保全に対する形、どうしていくのかという部分もこれからあるわけですが、次に市長にお伺いいたしますけれども、市長は所信表明の中で、自然環境の保全としまして、貴重な自然環境が残っている屏風山の黒の田湿地の保全と活用について、地元の皆さんとともに取り組んでまいりたいと述べてみえるわけですけども、そこで要旨ウに移りますが、黒の田湿地の保全と活用についての取り組みはどのようなか、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、柴田議員ご質問の要旨ウ、黒の田湿地の保全と活用についての取り組みはどのようなについてお答えさせていただきますけど、実はちょうど昨日、夢づくり地域交付金の審査会をさせていただきまして、今年度から市民活動に対する補助金制度を始めるわけでございますけれども、その申請に、今ご紹介のありました勤労者山岳会の皆さんが申請をいただきまして、やはり黒の田湿地というわけではなく、この屏風山全体を我々は登山道の整備ですとか、ごみ拾いですとか、クリーン作戦等をやっておると。ことしももっとその活動を手厚くやりたいから、ぜひ市民活動補助金をいただきたいという、大変ありがたい提案をきのういただきまして、私もやっぱり地域の皆さんだけではなくて、市全域、もしくは市外の皆さんも山岳会に参加されて、そのクリーン作戦をやっていたらいいということに改めて認識しましたので、本当にありがたいなと思っております。

答弁に移らせていただきますけれども、今回は黒の田湿地ということでございますが、黒の田湿地は昔からふるさとの里山として慕われている屏風山の中腹にあります面積約2.5ヘクタールの広大な湿地でございまして、県内でも有数な低中層湿原と言われておるところでございます。ここは、先ほど議員もご紹介いただきましたように、十数年前までは湿地が本当に確認できないほど雑木等で荒れ果てた状態になっていたそうでございますけれども、地域の有志の皆さんがボランティアなどで再生しようということで取り組まれてまいりました。その後、夢づくり地域交付金なども活用いただきまして、現在のようなすばらしい景観の湿地として回復していただいたわけでございます。

黒の田湿地がある屏風山は、登山道も整備をされまして、年間を通して市内はもとより市外、県外からも多くの里山登山者が訪れる、魅力あるエリアとなっております。豊かな自然が残っているこのエリアは、子どもたちがふるさとの自然と直接触れ合える学習の場としても活用されております。今後も多くの来訪者の方々に、自然のすばらしさや自然と共生していくための環境保全の重要性を考えていただければと思っております。

このような豊かな自然環境を保全し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であると考えております。今回の環境調査事業の結果を踏まえまして、今後の保全や活動について検討していただき、更に屏風山を含めましてこの黒の田湿地のすばらしい活用を考えていきたいと思ってお

りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

子どもたちの学習の場という、まあ、ここ3年ほど瑞浪中学校の生徒さんが250人ぐらいですね。ずっと来ていただいて、屏風山登山を含めて、湿地の中での研修会、見学をしていただいております。ことしにつきましては、多治見高校が今度、ことしから少し学習会を開きたいということで、一緒にご協力していただきたいという問い合わせがありまして、一緒に地域のボランティアの皆さんと取りかかるといことですけれども、ぜひともこうした貴重な部分、いっぺん壊してしまうともとはなかなか戻らないわけですので、ここまで来て皆さんが整備されてきたところを有効に使いながら、市長も今おっしゃいましたけれども、多くの皆さん、全国から、結構遠くからも来ていただいています。そんなところに期待を込めて来ていただいている部分がありますので、そういったところをやっぱりしっかり守っていき、また、多くの方にそこを訪ねていただける、交流人口の拡大を目指し、森林ともに、また森林環境の整備を進めていく。これは非常に重要なことだろうと思います。

先ほども若干触れましたけれども、盗掘と採掘ですね。そういったとっていつてしまうという部分をどう皆さんに伝えていくのか、そういった方のご理解をいただきながら、整備をしていくのか。一番最初に公表するのかわからないのかという部分があったわけですけれども、やはり皆さんに知っていただく中で整備を進めていこうという方法をとった以上、やはりこういった盗掘も防ぐ中で、皆さんに理解をいただいて、こうした整備を進めていくのがやっぱり重要なことと思っております。

ぜひとも今度の調査が有効に行われまして、その結果を踏まえた中で、ぜひともこの瑞浪市の貴重な里山をより有効にしていきたいなと思っております。

県の森林環境税も平成28年で大体終わりという形ですが、継続されるかされないかは岐阜県知事がどう判断されるのかわかりませんが、来年につきましても、こういった部分を活用させていただきながら、ことしは勤労者山岳会の方が瑞浪市の補助金を使ってまた一生懸命整備をされると、今、審査があったよというお話がありましたけれども、県のほうの事業も使わせていただきながら、今回、経済部長がいろいろ調査をしていただく形の中で、里山の整備、陶都森林組合との連携をとりながら、地域の里山の保全、あるいはそこをどう使ってくれるのか、そんなところを思いはせながら、一生懸命地域の愛好会の皆様とともにやっていただければありがたいかなと思っています。

瑞浪市におきましては、ぜひともご協力のほどよろしくお願いいたします。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、柴田増三君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、4番 大久保京子君。

〔4番 大久保京子 登壇〕

○4番（大久保京子君）

議席番号4番 新政みずなみの大久保京子と申します。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして標題2件を順次質問させていただきます。

新人議員として現在、日々勉強させていただいております。私は、「一市民・一女性・一主婦」の目線で考え、ともに協働し、そこから上がってくる声を行政に伝え、市政に反映させていくことが重要な役割と考えております。

この瑞浪市の将来を支える取り組みの一つに、「企業誘致と地場産業の発展」、こんな言葉をよく耳にします。この取り組みの目的は、若い人材が地元に着定できる環境づくりです。

この課題は、市長からもいろんな場所で活動状況が報告され、行政の重要課題であることは認識しております。が、その一方で、私はボランティア活動の中でよく耳にすることがあります。それは、入院患者の「高齢化に伴う医療体制の不安」、そして、「安心して出産できる医療環境」の整備等です。

そこで私が感じたことは、まず、瑞浪市には現在、公的医療機関の東濃厚生病院があり、そして地域に密着した開業医の方々が医療の現場を支えておられます。行政と地域住民の方々が医療を支える現場とともに、医療制度に関し、考え、課題等を共有し合い、全体の問題として捉え、将来の医療体制の意識を変えていく、こんな組織の構築が必要ではないでしょうか。そして、その取り組みの中で、将来の医療計画を継続して進めていくことが重要と考えます。

先日、ある講演会にて企業誘致をするにあたり、企業側から市に対しての条件として、「総合病院はありますか」、「保幼、小中、高校、大学等教育環境は整っていますか」、「お祭り等がありますか」。こんな項目が挙げられたとのお話を伺いました。企業側としては、社員の家族がその土地でいかに安全・安心、そして楽しく暮らすことができる環境であるかを最優先に考え、挙げられたということです。

それでは最初に、標題1、市民の健康づくりについて質問させていただきます

現在、本市の協力のもと、東濃厚生病院と瑞浪歯科医師会との間で2014年1月31日に「医科・歯科連携合意書」が交わされ、一年が経過する中、瑞浪市の医療を考えたとき、東濃厚生病院の存在は大きくかわり続けることとなります。

本市においては、市民病院はありません。が、それ以上の役割を担っている公的医療機関の東濃厚生病院があります。しかし、歯科医師は勤務されていない現状です。東濃厚生病院内の入院患者の要請に応じて、個々の歯科医師が出張診療はされておみえでした。

連携合意の背景には、がん治療が原因で起こる、口腔領域での合併症に対して、歯科治療予防処置など、医科と歯科との連携強化が求められてきました。

合意書が交わされたことで、例として、入院患者の中には認知症を発症してみえる方もお見えになると思いますが、そのような方が入れ歯を必要とした場合、患者自身にかわって東濃厚生病院が

瑞浪歯科医師会に治療、処置を依頼。瑞浪歯科医師会が歯科医師を派遣する。派遣される歯科医師は、必要に応じて医療機器を持ち込み、院内で治療にあたるという、東濃厚生病院と瑞浪歯科医師会の組織同士がより緊密に連携して、患者への様々な治療が継続的に可能となりました。

患者を支える家族の気持ちは、今まで以上に安心感を増すこととなったことは言うまでもありません。

それでは、お伺いいたします。要旨ア、本市にとっての東濃厚生病院の位置付けはどのようなか。民生部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、標題１、市民の健康づくりについて、要旨ア、本市にとっての東濃厚生病院の位置付けはどのようなかについてお答えをさせていただきます。

東濃厚生病院は、昭和13年に開院されて以降、昭和26年に医療法第31条に規定される公的医療機関として定められています。現在では、内科・外科・小児科・眼科などの総合的医療体制を整えた、270床の入院施設を有する総合病院となり、24時間365日の救急医療を確保するため、土岐市立総合病院との輪番制による休日・夜間の当番病院として急病者に対応するなど、地域の１次診療及び２次診療を担っていただいております。

本市は市民病院を持たない自治体でありますので、東濃厚生病院は、市民病院にかわり地域医療を支えていただける地域の拠点病院として位置づけ、平成２年から平成10年までは、ＣＴスキャンなどの医療機器の購入に対する補助や、平成15年に改築された病院建設に対して９億円の補助を行うなど、よりよい医療を提供できるよう支援をさせていただいております。

また、近い将来起こるかもしれない大規模災害の発生時に、本市における災害医療の拠点病院としての役割も担っていただく病院として位置づけ、平成25年12月６日には災害時の医療救護に関する協定書を締結していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

４番 大久保京子君。

○４番（大久保京子君）

ありがとうございました。今後も地域のニーズにあった市民の病院として存在してもらうために、これからも多職種連携を考えながら、ともに課題を乗り越えていく環境を整えることが重要ではないかと考えます。

そして、もう一つの重点課題に地域医療の将来設計があると思います。今、日本は世界に類を見ないスピードで高齢化が進み、そのケアに多額の費用と多くの人出を要するため、医療現場では、今までの設備やスタッフでは対応ができない、こんな大きな問題が発生しています。

また、現在進行している少子高齢化の影響で、保健医療制度の財源を支える労働者の減少と、医療の受益者の増加により、膨張する医療費を賄うのが困難、こんな問題も含め、行政は少子化問題

と高齢者医療という大きな課題を抱えています。この非常に大きな困難な問題にも積極的に、そして、急速な対策を進める必要があります。

我が国の医療は、WHOの報告でも世界的に見て高い評価を得ております。しかしながら、近年、特に地方においては、病院の閉鎖や医師不足が大きな社会問題となっています。その原因として、医療の高度化・複雑化に伴う医療難易度の高まりや、事務作業の増加などによる労働条件の悪化が勤務医を疲弊させ、医師不足を招いていると言われております。

本市においては、昨日、新保健センターの竣工式が行われました。

保健センターは、市区町村によって設置された施設で、市町村レベルでの健康づくりを目指していると伺っております。地域住民の方々に対して健康相談、保健指導、予防接種や各種健診を提供し、必要に応じて地域の保健・医療・福祉にかかわる施設の紹介や、それらをつなぐ連携役も担っており、地域に深く密着し、住民の方々の保健に関するニーズをくみ上げることも業務の一つとなります。

それではお伺いいたします。要旨イ、現在、行っている健康づくりの取り組みの現状はどのようなか。民生部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨イ、現在、行っている健康づくりの取り組みの現状はどのようなかについてお答えをさせていただきます。

健康づくり課では、母子保健法による母子健康手帳の交付や4カ月児健診、健康増進法による胃がん・大腸がん、歯周病検診などの検診、予防接種法によるBCGや麻しんなど、法律に基づいた事業のほか、各種の教室、相談など、市独自の事業を合わせて78の事業を、みずなみ健康21計画に基づいた年間計画により実施しております。そのうち健康づくり事業としましては、早期からの生活習慣病予防のために、特定検診と同じ検査を行う30歳代検診や、動脈硬化や糖尿病などにも影響を与える歯周病の検診、心の健康のための講演会、禁煙を支援するための教室などがあり、一人でも多くの方に参加していただくことや、効果的な内容となるよう検討しながら事業を実施しているところでございます。

具体的な例を紹介させていただきます。

塩分のとり過ぎは、血圧や腎臓への負担が大きく、将来的な生活習慣病を招くため、3歳児健診時にお子さんの尿中塩分濃度測定を導入しております。この検査は、食事から接種している塩分量が確認できるため、子どもを通してその家庭の食生活を見直すきっかけとなり、家族全員の生活習慣病予防の取り組みにつながっていると考えております。

健康づくりは、乳児期・学童期・青年期など、すべてのライフステージで年代に応じて取り組む必要がありますが、これらは行政だけでは不十分であり、本市におきましては、医師等の医療関係者や学校関係者、市民の代表などで構成する「健康づくり推進協議会」を年1回開催し、死亡原因

などの人口動態指標や乳幼児健診時の現状を共有する中で、それぞれの立場で健康づくりに取り組んでいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4 番 大久保京子君。

○4 番（大久保京子君）

ありがとうございました。市民や医療を支える現場が、医療にかかわる情報のやりとりをする窓口は、現在は保健センターだと思います。今後発生する医療の多様なニーズに対応できる保健センターであることが市民から求められております。

それではお伺いいたします。要旨ウ、市民の声を聞きながら健康づくりを進めることが必要と考えるが、本市の見解はどのようなか。民生部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨ウ、市民の声を聞きながら健康づくりを進めることが必要と考えるが、本市の見解はどのようなかについてお答えします。

本市では現在、平成17年度に策定しました「瑞浪市健康づくり計画（みずなみ健康21）」に基づいて、各種の健康づくり事業を実施してきております。健康づくりの主役は個人ですが、個人の努力だけでは限界があるという考えのもと、「個人が行うこと」、「地域が行うこと」、「関係機関が行うこと」を基本理念として、それぞれからの代表者に委員となっただき計画を策定したものでございます。

この計画は、平成27年度に第1次計画の最終年を迎えることから、今年度は計画の評価を行うため、市内の小中学生、高校生、成人の方を対象にアンケート調査を実施いたしました。3,996人の方を抽出して実施し、2,151人の方から回答をいただいております。現在、分析を行っております。

アンケートの内容につきましては、食事のとり方や運動の内容や程度、口腔内の状況、喫煙状況、睡眠状況など、日ごろの生活状況を把握する項目で構成されており、この結果については、第1次計画の評価指標とするとともに、平成28年度以降の第2次健康づくり計画立案時の基礎資料として活用してまいります。

厚生労働省から示された策定にあたっての基本的な方針では、2025年の超高齢社会を見据え、「健康長寿の延伸と健康格差の縮小の実現」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」など5項目を目的とし、特定検診や国民健康保険のレセプト、その他活用可能な既存データなど、科学的根拠に基づいたデータを分析し、課題を明確にして目標値を設定することが望ましいとされています。このため、本市におきましても、国から示された5項目の目的達成のために、客観的なデータから市の課題、目標値を明確にした計画となるように策定を進め、今後も計画に基づき、各種の健康づくり施策を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4 番 大久保京子君。

○4 番（大久保京子君）

ありがとうございました。市民の安心・安全な暮らしのために、これからも増えるであろう多様な患者のニーズに応えていていただきたいと思います。

それでは、次の標題に移ります。

平成26年第4回定例会において、成瀬議員が益見線の土岐川に架かる土岐橋について一般質問されましたが、私、新人地元議員といたしましても、いま一度質問させていただきます。

標題2、本市における橋の補修、架け替えについて質問させていただきます。

新聞やテレビでご存知のように、アメリカでは老朽化した橋の崩壊による事故が多発している、こんな情報が聞かれます。日本においても重要な課題として報道される中、この瑞浪市においても、安心・安全の基盤整備として、平成23年に「瑞浪市橋梁長寿命化修繕計画」が策定され、点検による状態確認が実施されています。瑞浪市が管理する339橋のうち、竣工年が確認できる橋のうち架設後50年以上が全体の12%を占めているとされています。

また、339橋のうち、橋の長さが15メートル以上と、15メートル未満で日常点検が困難な13橋が点検対象とされ、今後、増大が見込まれる橋の補修、架けかえ費用の縮減をするため、損傷が拡大する前に対策を行う管理方針が検討されていると聞いております。

現在、橋の評価を健全度1から5にて点検結果を分類されていますが、補修、架けかえの着手基準は、単に健全度だけではないと思います。

それではお伺いいたします。要旨ア、橋の補修、架け替えの現在の優先基準はどのようなか。建設部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、標題2、本市における橋の補修、架け替えについて、要旨ア、橋の補修、架け替えの現在の優先基準はどのようなかについてお答えします。

平成26年12月議会、成瀬徳夫議員からの一般質問に答弁しましたとおりですが、平成22年度に市が管理する339橋のうち、橋長15メートル以上の73橋と、橋長15メートル未満で日常点検が困難な橋梁、河床から桁下高さが4メートル以上の13橋、合わせて86橋を、岐阜県の「橋梁点検マニュアル」に基づいて点検しました。

この結果、橋梁各部位、主桁、床板、排水装置、伸縮装置、支承、下部工等の損傷が橋の構造物の安定性へどのくらい影響するかを健全度で評価しております。

健全度1は「機能停止の恐れ」、2は「直ちに補修実施」、3は「補修開始」、4は「経過観察」、5は「健全」の5段階で、橋梁の状態をあらわしたものでございます。

その評価結果は、健全度1が1橋、2が23橋、3が36橋、4が25橋、5が1橋でありました。

なお、橋梁としての健全度は、各部位の中の一つ低い健全度で示しています。

本市では、点検により橋梁の状態を把握することで、予防的な補修や計画的な架け替えを行い、橋梁の長寿命化と修繕、架け替えに要する費用の縮減や平準化を図りつつ、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保していくために「橋梁長寿命化修繕計画」を平成23年度に策定しました。

また、橋梁の維持管理に関しまして、これまでの「事後保全型管理」から、「予防保全型管理」へと方向転換を図っております。

この計画では、対策費用の縮減や平準化のために、実施の優先順位を定めています。順位づけは、橋梁の健全度だけでなく、供用年数や主要道路を構成する橋梁であるかどうか、第三者被害をもたらす恐れのある跨線橋・跨道橋であるか、近傍に迂回する橋梁があるか等、複数の要因により設定しています。そのため、健全度が低くても、対策優先順位が上位となっていない場合もあります。

平成24年度より、現在までに5橋の修繕及び耐震補強を終え、現在1橋を施工中であります。

なお、架け替え計画のある橋梁につきましては、平成27年度から事業実施します鬼岩橋以外、現時点での事業年度は確定しておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

ありがとうございました。益見線の土岐川に架かる土岐橋は、私も日常的によく通る橋です。土岐橋は、益見と栄町の生活道路の一部であり、瑞浪高校、中京高校の通学路でもあります。実際に通ってみますと、見た目にも大変老朽化していることがよくわかります。地元住民の方々から橋幅も狭く、車のすれ違いに危険を感じているとの声を多く聞いております。成瀬議員の質問に対し、建設部長から「橋梁長寿命化修繕計画では架け替えとします」とご答弁されておられます。

それでは、お伺いいたします。要旨イ、土岐橋について、その後の進捗状況はどのようなか。建設部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨イ、土岐橋について、その後の進捗状況はどのようなかについてお答えします。

12月議会から2カ月余りしか経過しておりませんので、状況は変化しておりませんが、土岐橋は市道松坂・益見線にかかる昭和5年に竣工した橋長80.8メートル、車道幅員5.5メートル、7径間の橋梁です。

また、歩道部は昭和46年に竣工した橋長80.8メートル、幅員2.5メートルの4径間の歩道橋です。

土岐橋は、橋梁点検結果では、健全度は「2」であり、「橋梁長寿命化修繕計画」では架け替えと位置づけております。

従前から申し上げておりますが、こうした架け替えには多大な費用が必要ですので、岐阜県が河川改修事業を実施される際に合併施工とすることにより、市負担費の縮減を図ることを方針として

おります。

土岐橋を含む区間は、渡辺真県議のご尽力により、整備箇所に繰り入れていただきましたので、現在、県と土岐橋についての設計協議を行っております。

計画の橋面高が現在の橋面より高くならざるを得ないことから、近隣交差点、特に右岸側の竜門線と松坂・益見線との交差点をかさ上げする必要があり、その影響範囲が大きく、どのように解決するかをただ今検討中でございます。

なお、架け替え時期については、土岐川河川改修の事業主体である岐阜県から、大正堰工区、きなあた瑞浪の付近ですね、が完成後に土岐橋工区に着手すると聞いておりますので、それにあわせての施工となります。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

4 番 大久保京子君。

○4 番（大久保京子君）

ありがとうございました。早期に、住民がいつでも安心・安全に通ることのできる土岐橋の架け替えを、強く望みます。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、大久保京子君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで暫時休憩をします。

休憩時間は、午後 2 時30分までとします。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時30分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

5 番 小木曾光佐子君。

〔5 番 小木曾光佐子 登壇〕

○5 番（小木曾光佐子君）

ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。
議席番号 5 番 新政みずなみの小木曾光佐子でございます。

質問の前に一言申し上げます。

今回の市議会議員選挙では、皆様からのご支援をいただき、初当選を果たすことができました。まずもって・・・・・・・・・・とともに、自分の背負った責任の重さを改めて痛感している次第でございます。

さて、今回のこの一般質問について触れさせていただきますが、何分にもふなれで、どのようにお話をさせていただいたらよいのか随分と悩みました。

そこで、私に今できることは何か、皆様の思いを伝えるにはどうしたらよいのかを考えました。

一つは、まちづくりで培ってきた経験を生かすこと、もう一つは、女性としての視点から女性ならではの考え方を提案していくことだと考えつきました。

今、少子高齢化はとまらず、多くの住民は介護問題、独居の問題、学校の統合問題、地場産業の低迷、仕事への不安、子育てへの不安などの心配ごとを抱えて生活をしています。

先日、市長の所信表明があり、市がこういった問題に前向きに取り組んでいることはよくわかりましたが、その一つ一つを自分自身で理解し、精査し、見ていくことが必要であるとも感じました。

まだまだ私は視野が狭く、全市を見渡しての提案までは行かないと思いますが、今思う、今できることを住民の皆様とともに考えていきたいと思います。

まず、標題1の集落支援員制度について質問させていただきます。

この制度につきましては、昨年の9月議会で質問が出されており、そのとき担当部局は、「今後は各地域の意向を確認した上で、制度の趣旨に添った活動をしていただく方に説明をして、集落支援員の導入に向けて取り組んでいきたい」と、このように答弁しています。

今、陶町では見守り支援のための拠点づくりを進めており、こういう制度があると聞いたとき、今後のシステムの構築に欠かせない政策であると思いました。

また、今までは無料ボランティアの力に頼ることが多くありましたが、その方々はノウハウや知見を持った有効な人材であり、総務省が目指す集落への「目配り」ができます。「状況把握、点検の実施」「住民と住民、住民と市との間での話し合いの促進」など、行政と地域を結ぶ役目としても大切な制度であると思います。

防災と福祉を通じて支え合いを進めてきた陶町にとって、必要不可欠な制度であります。

そこで、要旨ア、集落支援員制度の導入への動きはどのようなになっているかをお尋ねいたします。まちづくり推進部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

それでは、議員ご質問の標題1、集落支援員制度について、要旨ア、集落支援員制度の導入への動きはどのようなになっているかについてお答えします。

集落支援員制度の導入につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたけども、昨年、大島議員の一般質問におきまして、前向きに検討する旨の回答をさせていただいております。

導入に際しては、地域の意向が重要であることから、まちづくり推進組織、区長会から制度に対する要望などを、昨年12月から本年1月にかけてお聞きしてまいりました。おおむねどの地域も制度導入を希望されていますが、各地区のお話をお伺いする中で、様々な意見をいただきました。地域の課題として挙げられた意見としましては、人口減少、住民の少子化、高齢化、役員の担い手不足、若者の参加不足、まちづくり推進組織以外の市民団体との連携などが挙げられました。

これらの課題を解消するための集落支援員が果たせる業務内容についての意見では、高齢者の見守り、空き家・空き地対策、歴史観光資源の保全対策、観光ボランティアの事務、まちづくり推進組織のホームページの運営などが挙げられました。

しかしながら、現在、既にこのような公共活動をボランティアで行っていただいている方々もみえることから、調整を行う必要があることもわかりました。

また、地域にどのような方が見えるか把握できていないため、集落支援員にふさわしい方を推薦することが困難であるという意見もありました。

現段階では、こうした課題などの整理をし、制度設計につながる準備をしているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

5 番 小木曾光佐子君。

○5 番（小木曾光佐子君）

ありがとうございました。この制度は見守りだけでなく、地域交通の確保ですとか、移住定住事業、特産品での地域おこし、または伝統文化の継承など、多くの施策が考えられます。

そこで、要旨イ、制度設計と各地域への働きかけは今後どのようにするのかを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

それでは、要旨イ、制度設計と各地域への働きかけは今後どのようにするのかについてお答えします。

集落支援員制度は、地域の活性化などに有効な制度であり、地域のニーズもあると確認できましたので、今後、制度設計を行い、平成28年度からの実施を目指していきたいと思っております。

その中で、再度各地域の意向もお伺いしてまいりますし、制度設計が整いましたら、集落支援員の募集についても地域にご相談をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

5 番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

こういう制度が現実となれば、「みんながつながる住みやすい町」になると思いますので、一刻も早い働きかけをお願いいたします。ありがとうございました。

では、次に、標題2の陶中学校の転用についてですが、今回の中学校統合に伴い、跡地利用委員会から、空き校舎となる陶中学校を陶小学校へ転用できないかという提案がありました。

陶町では、平成25年10月1日に住民アンケートをとった結果、転用への方向性ができたとして、平成26年1月14日に跡地利用検討委員会において転用への決定をいたしました。

平成26年3月18日に「陶町連合区会」、「陶町明日に向かってまちづくり推進協議会」の連名で、住民の思いとして市に要望書が提出され、市は平成26年4月8日に転用への政策決定をされました。大変ありがとうございました。

今年度、その設計に対する予算が組まれ、いよいよ転用に向けてスタートを切るわけですが、今まで陶町では施設に関する変更ごとがあるたびに、何かしらのしこりを残してまいりました。

今回は、特に大切な子どもたちの施設ということもあり、担当部局も「小学生にとって使いやすい機能的な施設への改修を予定している」と、3月号の陶コミュニティー通信で言われているとおり、子どもの教育環境のことを考えることが一番大切なことであると思います。

そこで、要旨ア、陶中学校の転用について今後どのように進めていく予定かを、教育委員会事務局長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、議員ご質問の標題2、陶中学校の転用について、要旨ア、陶中学校の転用について、今後どのように進めていく予定かについてお答えさせていただきます。

平成28年4月1日の瑞浪南中学校開校後に、現在の陶中学校を陶小学校に転用することにつきましては、小学生にとって活動しやすく、安全で安心な施設に改修することを目標に、課題の整理を行っているところでございます。

現在の陶中学校校舎は、平成5年12月建築でございまして、昭和41年に建築されました陶小学校より27年新しい校舎でございます。この校舎は、東棟、西棟からなる斬新なデザインの校舎でございますけれども、職員室が2階にあるなど、児童、教職員の導線に改良を必要とする箇所もございます。

今後の予定でございしますが、平成27年度に校舎及びプールの改修に伴う実施設計を行う予定としております。具体的には、小学生の体型にあわせた校舎改修、例えば黒板、手洗いの高さなどの改修や、階段に手すりを設置するなど、また、児童と教職員にとって使い勝手のいい職員室、教室の配置に伴う改修を考えております。

プールにつきましては、現在のプールは大変老朽化しており、また、中学生仕様から小学生仕様に全面改修する必要があるとございますので、別の場所に新築することも視野に、実施設計を行う予定と

しております。

学校施設という専門性の高い改修となりますので、子どもたちの発達段階をよく認識しております学校現場の意見を聞きながら、設計業務に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、平成28年度には、校舎及びプールの工事を行い、平成29年度には、小学校として使用できるよう準備してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

5 番 小木曾光佐子君。

○5 番（小木曾光佐子君）

大変ありがとうございました。私たちは、単純に小学校が中学校のところに行けば、幼稚園、児童館、宅老所など、一つの学区になるというような考えで、移転、転用のお願いをいたしました。かなり難しい点があるということもよく理解させていただきました。大変ありがとうございました。

また、この転用をきっかけに、私たちも心機一転、地域の伝統文化や技術の伝承、この地域ならではの地域教育に取り組んでいきたいと思えます。

今は、ハード面は専門家、行政や学校などにお任せし、ソフト面では夢のある学校づくりができるよう、子どもたちと学校と地域とが三位一体になり、つくり上げていけるよう努力を重ねていくことが大切だと思います。

今後も行政と地域とで経過報告や情報交換をして、よりよいものをつくり上げていけるよう、重ねてお願いを申し上げます。大変ありがとうございました。

では、続きまして、標題3の子ども・子育て支援事業計画についてお聞きします。

瑞浪市では、「子ども・子育て支援法」において、平成27年度から5年間で1期として事業計画を策定されています。

瑞浪市の世帯構成の状況はというと、核家族世帯の占める割合が最も高く、単独世帯を合わせると全体の4分の3を超えています。反対に、親子3世代以上の世帯は先細りになっています。子育ての基本である大家族での子育てが難しくなっている状況でもあると思えます。

子どもの人格形成においても、社会性の発達においても、大切な初めの一歩が希薄になっていると言わざるを得ません。

ただ、この問題を解決する方法については、今後の大きな課題であると思っておりますので、本日は質問はいたしません。

この現状を踏まえまして、市が策定している計画については、施設の充実や、整備、働くママたちの応援策などがありますが、その中に地域ぐるみの子育てについて書かれています。

子どもが健やかに育つために、子・親・地域のみんながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者が子どもとしっかり向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切であると、策定の背景にも書かれています。

そこで、要旨ア、地域の子育て力を高める環境づくりについて、どのようにお考えかを、民生部次長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

では、よろしくお願いします。議員ご質問の標題3、子ども・子育て支援事業計画について、要旨ア、地域の子育て力を高める環境づくりはどのようにについてお答えさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画は、平成24年8月に制定されました「子ども・子育て支援法」で、市町村に事業計画の策定が義務づけられたものでございます。

事業計画の内容といたしましては、国が定める基本指針に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び潜在的な利用規模を把握した上で、地域ごとの量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期等を定めるもので、子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画期間が、先ほど議員が言われたように、平成27年度から平成31年度の5年間となります。

「地域の子育て力を高める環境づくり」につきましては、計画を推進していく上で施策の一つとして挙げております。具体的な事業といたしましては、民生委員、児童委員、主任児童委員さんなどによる最も住民の身近なところでの相談業務や、地域の見守り活動について、これまでと同様に情報の共有化を図る取り組みや、関係機関と連携して、地域での自主的な子育てサークル活動の支援、情報の提供や活動の場の提供、ボランティアグループの育成等の取り組みを進めていきます。

また、子育ての孤立化や不安感を解消するために、地域の関係機関・団体等で構成する子育て支援ネットワーク会議の設置に向けて準備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

ありがとうございました。

よく若いお母さんたちが、「瑞浪には子どもを遊ばせる場所がない」と言います。

ですが、市内には、都市公園が31カ所、各地区にも多くの児童公園があります。

児童館は、土岐、樽上、陶、そして、宮前から今度3月26日に南小田という新しい施設ができて、4カ所あります。

子育て支援センターは、稲津、下沖、土岐、釜戸の4カ所ございます。

ですが、これらをお母さんたちに言いますと、子育て支援拠点の施設の利用状況は、利用していないが59.9%あります。今後も利用したいと思わないというのが47%あります。

私は、女性の先輩、母親の先輩として、こういったよい施設があるということをお母様方によくお伝えして、もっと有効活用するよう、子育て中のお母さんたちに働きかけていきたいと思います。これは行政とともに、一緒にやっていきたいと思いました。

大変ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、小木曾光佐子君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここでお諮りします。

本日の会議はこのあたりでとどめ、延会にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会とすることに決しました。

あす18日は、午前9時から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。

また、本日この後、3時10分から議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第1委員会室へご参集ください。

ご苦勞様でした。

午後2時51分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 熊 澤 清 和

署 名 議 員 舘 林 辰 郎